

平成20年第4回太子町議会定例会（第414回町議会）会議録（第3日）

平成20年9月11日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第40号 平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 3 議案第41号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第42号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第43号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第44号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第45号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第46号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第47号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第48号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第49号 糸井・矢田部地内客土工事委託契約の締結について
- 12 議案第50号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 13 議案第51号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第52号 太子町ふるさと応援寄付条例の制定について
- 15 認定第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(総括質疑)

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第40号 平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 3 議案第41号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 4 議案第42号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第43号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第44号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第45号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第46号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第47号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第48号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第49号 糸井・矢田部地内客土工事委託契約の締結について
- 12 議案第50号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 13 議案第51号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第52号 太子町ふるさと応援寄付条例の制定について

- 15 認定第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 16 認定第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 認定第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 21 認定第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 22 認定第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

(総括質疑)

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	嶋 澤 達 也
9 番	花 畑 奈知子	10 番	佐 野 芳 彦
11 番	熊 谷 直 行	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	橋 本 恭 子	16 番	北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	肥 塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然
監 査 委 員	森 川 勝		

(開議 午前9時59分)

○議長(北川嘉明) 平成20年第4回太子町議会定例会第3日目におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時10分)

○議長(北川嘉明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(北川嘉明) 日程第1、諸般の報告を行います。

行政報告を求めます。

副町長。

○副町長(八幡儀則) 行政報告をさせていただきます。

今期定例会の初日に報告第4号におきまして、健全化判断比率及び資金不足比率の報告をさせていただきましたが、その数値に変更が生じました。変更になった原因でございますが、総務省の見解によりまして、実質公債費比率と将来負担比率の算定におきましては、各自治体の特別会計ごとに算定する旨の連絡が9月5日に県を通じて入りました。

平成17年度決算から導入されております実質公債費比率は、当初から地方財政状況調査、決算統計に基づいて、下水道特別会計と前処理場事業特別会計を合算した形で算定し、それに水道事業会計分を加えて、公営企業会計に係る地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金としておりました。

今般、総務省見解によりまして、下水道事業特別会計、前処理場事業特別会計、それぞれ分けて算出することとなりました。その計算過程で案分の計算式があることから、算出数値は単なる分割したものではなく合計数値が下がることになりました。この影響から実質公債費比率は17.1%から16.9%へ変更となり、また将来負担比率算定においても、この準元利償還金算入額と実際のその会計における元利償還金との繰入割合を用いて将来の負担額を算出することとなっておりますので、将来負担比率も153.2%から144.8%へ変更になったものでございます。

この変更のもととなる算定シートは、9月8日に県を經由いたしまして総務省へ提出いたしました。報告数値に変更が生じましたので、本会議の場で改めまして報告をさせていただくものでございます。

詳細につきましては、財政課長より説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 失礼します。

本日、参考資料としてお手許のほうに配付をさせていただいております。それをもとにご説明を申し上げます。

数字の世界のことでございまして、非常に

難解ではございますけれども、精いっぱいの説明をさせていただきたいと思っております。

ではまず、資料1ページの③という総括表をごらんください。

実質公債費比率の状況の表中、最上段の③の公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還に充てたと認められる繰入金の数値が平成17年度から平成19年度の3カ年にわたって変更が生じました。どの年度も数値が若干下がったことで、右下に掲載しております算式がございしますが、それに基づいて計算をすれば分子が小さくなることから、実質公債費比率は従前の17.1%から16.9%へ変更になりました。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。

2ページには、広義の公営企業会計を列挙いたしておりますが、本町で地方債を発行しております事業会計は、水道事業会計、下水道事業会計、前処理場事業会計の3つで、その個々の会計の17年度から19年度の各年度に償還した地方債の元利償還金のうち一般会計が負担したと認められる額が計上をされております。

このそれぞれの合計額がもう一度戻っていただきまして、1ページ目の先ほど申しました上段の③に入る数字でございます。

では、なぜ下水道事業特別会計と前処理場事業特別会計を合算していたものを各特別会計に分離しただけで数値が大きく変更になったのかについてご説明を申し上げます。

その具体的な変更要因となる数値は、お手許の資料の6ページの参考資料3②E表のうち、真ん中の段の一番右側にZと表示されております準元利償還金算入額の変更によるものでございます。

では、変更前、変更後の準元利償還金算入額の計算過程を見ていきたいと思っております。また、戻りますが、3ページをごらんください。

それぞれ左の上のほうに①とございしますが、①は変更後の2会計に分けた場合、②は

変更前の1会計にまとめた場合となっておりますが、それぞれ計算してみますと、この算出の違いは丸囲みされておりますAの丸囲みの分、それからBの丸囲みの分の違いということになります。

それで、このAとBに焦点を当てて考えてみますと、それぞれ6つの数値で構成されております。丸囲みの次のAとBを比較していただきたいのですが、4ページをお願いいたします。

4ページで、AとBに焦点を当てて考えてみますとそれぞれ6つの同じ数値で構成されておまして、丸囲みの次のAとBを比較していただきたいのですが、Aを基準に申し上げますと、1つ目が上の左のほうでございますけれども、1億2,063万4,000円、右へ行きまして2億3,252万7,000円、右へ行きまして9,913万8,000円、右へ行きまして1,483万8,000円、左下へ行きまして5億4,679万6,000円、右へ行きまして1億1,164万3,000円と、以上の6つの数値で構成されております。ただ、ここで見てみますと、計算式のみが異なっていることが分かります。

つまり、数値自体は個々に同じ数値を使っておりますけれども、会計を分けることにより計算式が異なっておりますので、結果として算出額が変わるもののご理解をいただきたいと思えます。

なお、5ページ目には同一の数値を異なる計算式で計算した場合、算出額は異なるという論理的説明を添付しておりますので、ご参照ください。

以上のことから、両会計の数値を分離したことによって算出数値が違ってくことはご理解いただけたと思いますが、次の6ページから、6、7、8ページにかけて、実際の変更前と分離した変更後の3②E表、これは平成19年度分でございますが、それをつけておりますが、それぞれの数値の意味合いを簡単にご説明いたします。

まず、左上のXという表示がございますが、Xは一般会計からの繰出金でございます。

す。その隣、Bには、特別会計に配置されております職員の児童手当、また雨水処理の維持管理費を計上いたしております。

右へ行きまして、Aには下水道事業における雨水処理等の経費のうち、資本費に相当する額を計上しております。

BとAの金額については、本来は一般会計が負担すべき性格の経費ということになります。

その右へ行きまして、以上のことから、Cの①は下水道事業と前処理場事業へ繰り出した実質的な事業繰出金ということになります。

真ん中の段へ行っていただきまして、Yは元利償還金に対する繰出基準額で、両事業会計で発行した地方債の償還に対して、平成19年度の普通交付税で措置がなされている金額のことでございます。

普通交付税によって一般会計が歳入しているわけですので、この金額は一般会計が特別会計へ繰り出すべき基準額ということが言えます。

右へ行っていただきまして、Cの②は、この繰出基準額からA、つまり下水道事業における雨水処理等の経費のうち、資本費に相当する金額を差し引いたもので、ここでも一般会計が行うべき雨水対策資本費を差し引くことで、Cの①との整合性を図った数値でございます。

下の案分率計算用のEの数値は、会計の総支出額です。両特別会計の歳出決算額とは一致しませんが、ここでは平準化債発行額や繰上償還額、普通会計への振りかえを行った合併浄化槽に係る経費について控除しているためでございます。

その右隣ですが、Fは建設改良費、その右でございますが、Gは元利償還金でございます。ここでも平準化債発行額と繰上償還額は控除しております。

B'はBの内数でございます。

次に、将来負担比率が変更になった原因でございますが、9ページをごらんください。

この総括表④、将来負担比率の状況において変更が生じたのは、一番上の段、左から3番目の公営企業債等繰入見込額のみでございます。

次の10ページとその次11ページに変更前資料をつけておりまして、さらに後ろの12ページにも……、ごめんなさい、10ページと11ページは変更前資料、そして後ろの12ページと13ページには変更後の資料をつけさせていただいております。

まず、11ページをごらんください。

ここに記入しております一番下の特別会計名のところでございますが、一番下の下水道事業・前処理場事業特別会計を分離しなさいというのが総務省の見解でございまして、この準元利償還金(1)に入っている19年度数値は、ちょっとまた戻りますが、資料6ページのZの数値でございます。それを両会計に分離したものを13ページにつけております。ここでも、資料7ページ、8ページで算定しましたZの数値を使用しております。その関係から、4の②表中の会計を分離するだけではなく、実質公債費の算定シートにまで影響が及ぶこととなりました。

引き続き、13ページでご説明をいたしますが、準元利償還金(1)でございますが、これは一般会計が負担したその特別会計の公債費という意味合いで、元利償還金(2)には、各特別会計の公債費決算額が入っております。ただし、ここでも繰上償還分と平準化債発行額は控除してございます。

右へ行きまして、3列目の繰入割合は、(1)割る(2)ということで、元利償還金のうち幾らの割合で一般会計が負担しているのかといった率であり、直近3カ年平均数値を計算式に使用することとなっております。

この率を単純に元金償還金、これ利子分を除きますが、元金償還金に乗じて出た数値を準元金償還金として、12ページの4②表の最初の列、準元金償還金に計上し、元金償還金で割った数値が3列目に続くようになります。当然、13ページでの割合と同率になります。

すが、その3カ年平均値を起債残高に乗じて将来負担額としております。

ここでは、算定に用いる額、右へ行っているいただきまして(5)でございますが、(5)で出た数値とその右の繰出基準額(6)、これは平成20年度以降に普通交付税で措置されるべき額でございますが、その大きいほうの数値と他会計への貸付金(7)、(7)は0でございますが、(7)を足したものが将来負担額となるということになります。

それで、また10ページに戻っていただきたいんですが、10ページに記載しております一番下の行、下水道事業・前処理場事業特別会計の3カ年平均数値、0.764が12ページにございます下2行の下水道特会が0.738、前処理場特会が0.916へと変更したことによりまして、起債残高の大部分を占める下水道特会の比率が減少したことから、将来負担額は約4億3,500万円減少し、そのことは9ページ上段3列目の公営企業債等繰入見込額の減少ということで、将来負担比率も153.2%から144.8%へと、8.4ポイント下がるという変更になっております。

表がいずれにしましてもこういう表でございます。非常に見にくいことは申しわけないと思いますけども、以上をもって精いっぱいの詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） これで、諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時31分）

（再開 午前10時36分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 議案第40号 平成20年度 兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（北川嘉明） 日程第2、議案第40号平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川原司議員。

○長谷川原司議員 教育費で龍田小学校校舎耐震補強工事実施設計委託料の件についてお聞きします。

このI s値が0.3以下ということで、倒壊、または崩壊する危険性が高いということでこの補強工事实施するということなんですけれども、この龍田小学校をいつ耐震検査をして、数値は幾らなのか、それとあわせて斑鳩小体育館及び役場、町民体育館、中央公民館のこの0.3以下の数値というのを説明願います。

それとまた、管理は教育委員会がしていると思うんですけれども、もし考えたらちょっと怖いんですけれども、地震が起きた場合、児童・生徒がけがをした場合、教育委員会で責任をとるのか、そういう話し合いはできているのかをお尋ねします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 龍田小学校校舎の耐震補強工事实施設計委託料についてのお尋ねでございます。

学校関係につきましては、たしか平成8年ごろだったと思うんですけれども、この耐震診断をいたしております。そして、今お尋ねの龍田小学校の校舎、これ西棟ですけど、これにつきましては、I s値が0.18ということでございます。それと斑鳩小学校の屋内運動場——体育館ですね——これにつきましては、0.137ということでございます。それと体育館、体育館につきましては、19年度で耐震診断を行ったんですけれども、0.09ということでございまして、公民館につきましては、19年度で耐震を行うということで、診断を行う予定で今おります。

ですから、今国のほうで0.3以下の補強については補助率のアップということでございますので、この龍田小学校につきましては、

その棟だけじゃなしに、全体的に補強工事をやっていこう、それとあわせて耐震診断のそれが平成8年ということもございますので、再度耐震診断をして、その中でどうやっていくかということを、今考えておりますのは、龍田小学校の耐震は全体的に補強を行うということで実施設計等の委託を組んでおります。

それと、0.3以下になったらどこが責任ということですけど、これは町全体で、太子町ということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 役場の耐震、耐力度の測定検査ですが、これはもう建物が相当古うございますので、もう耐震診断、これはするまでもないというところでございますので、やっておりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 2点、質問させていただきます。

副町長からの詳細説明があって、非常にちょっと説明早かって聞き取りにくくて繰り返した質問になるかも分かりませんが、お許しいただきたいと思います。

31ページの衛生費のところ、負担金補助及び交付金のところで、掛龍保健衛生施設事務組合負担金減額ということで、4,773万5,000円となっておりますが、ここの説明で、職員の異動等によるというふうになっております。

実は、6月議会で、掛龍保健衛生施設事務組合の規約の変更についてということがありまして、要するに事務所の統合ということで、組織を効率よくするということがあったんですが、そのとき私も質問させていただきました。効率的な組織にすれば人員がどれくらい減るのかなというふうに質問いたしました。そのとき、丸尾部長からは、人は減りま

せんということだったんですが、再度質問しまして、やっぱり効率よくなれば当然人は減るんじゃないかなということで、町長に再質問求めたところ、検討しますというお返事がありました。今回もこの異動等によって額が減ってるというのは、これちょっとどういう関連があるのかどうかということについて説明をいただきたいと思います。

それから、39ページ、教育費のところでは工事請負費で、斑鳩学童保育園のプレハブ設置工事費ということで上がっておりますが、現在斑鳩小学校の学童保育は、5月末現在で44名というふうに聞いております。今度、新しく設置工事をするということは、今後、要するに増えるという見通しなのか、これについていきさつといいますか、これについての説明をいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 1点目の衛生費の関係でございますが、今回の補正につきましては、本町の当初予算の編成時期と組合のほうの編成時期が一致しませんでしたもので、その組合のほうの当初予算の額に合わすという内容のものでございます。したがって、今熊谷議員さんがおっしゃいました職員異動は若干の数字的には中身にあると思いますが、ほとんど誤差といいますか、それが要因ということではないと思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育費の工事請負費、斑鳩学童保育園のプレハブ設置工事の件でございます。

これにつきましては、20年4月1日に3年生の児童の1名が転入があったということで、2クラスから3クラスに35人学級の関係でなりました。それで、1クラス増となっております。さらに、21年度のこの普通教室の見込みが現在15の教室ございますんですけども、それから1教室増になるという見込みを立てております。

これは、いわゆる転用教室がもう学童の保

育室しかない、そこを普通教室用に変える、ですから学童に、言葉悪いですけども、出ていくと、そこでプレハブが必要になるということになります。そういうことでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 先ほどの掛龍保健衛生施設事務組合の件ですが、この事務所移転の実施は10月1日からというふうになっていると思いますが、先ほど丸尾部長の説明では、職員の変動はないというふうな説明だったと思うんですが、町長はこれから検討されますというふうに答弁あったんです。以前ですね、6月。これ検討されたんでしょうか、されなかったんでしょうか、それについて答弁求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） ご承知のとおり、掛龍衛生の事務関係、掛龍広域センターでやっておりました。そして、その事務所をエコロと離れておりますので、それをやはり一本化したほうが事務的な面で有利であろうというようなことと、それからまた現場との兼ね合い、現場との連携、そうしたものが緻密に図れるというようなところで、人をどうこうするのではなくして、今の掛龍広域センターの事務所を統合さそうと、そして電話なりコピーなり、そうしたものの削減を図っていかうということで、本年度の10月からの変更になっておるところでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 耐震のことでお伺いするんですけども、龍田小学校をやると、太田小学校については耐震はどういうふうな調査結果が出とって、それをどういうふうな補強なり改築なりをするのか、計画があればお聞き

したいと。

それから、龍田小学校は今現在かなり教室が余っと思うんですけども、その状況はどういう状況になっておりますか。将来的に生徒数が増えるのか、増えないのか、見込みについてもお尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 耐震化の計画についてお尋ねでございます。

まず、先ほども答弁をさせていただいたわけでございますけども、龍田小学校、西棟だけ0.3以下ということになりますと、今補助金のかさ上げが2分の1から3分の2になっております。これはI s 値が0.3以下の建物について3分の2の補助を出そうということでございます。ほかの棟については0.3以上ありますので、通常の2分の1という格好になります。ですから、これはそのかさ上げ部分がそういうことになるとんですけども、龍田小学校のその部分だけ補強というわけにいきませんので、全体を再調査をあわせて行い、今年度で補正で実施設計、それで21年度では補強工事を、龍田小学校をやるという考えでございます。

それと、次にはまだ決定ではございませんけども、斑鳩小学校の部分もございまして、それは体育館が0.3以下でございます。しかしながら、補強については3分の2をやるのと、しかし改築となつては従来どおりということになりますので、ちょっとそこら辺がどれを優先的にやっていくかという問題、また斑鳩小学校全体に補強をどうやっていくかというところは、まだ決定はいたしておりません。それとあわせて、太田小学校の件もございまして、それについては、太子町全体的には補強を考えていくと、その中で補強できるか、または今体育館のように、もう面積も少ない、これは改築しかないというところについては改築にならざるを得ないだろうというふうに考えております。

それと、龍田小学校の関係でございますが、これはクラス、ご存じのように、1クラ

スずつ、将来的にもそれが2に、今私どもの考えておりますのは2クラスになるということではないというふうに思います。今現在、空き教室は2クラスがあいているという状況でございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 聞いておることだけでええさかい、僕は斑鳩のことなんか聞いてないんやから。だから、ただし、聞いたことについてはもうちょっと的確に答えてほしい。

龍田小学校は、だから僕が聞いたのは、教室が幾らあって、今何ぼ使うとんのやと、だから空き教室は何ぼやと、こういう説明をしてほしいわけなんや。教室の使い方もあいとるから図書室でも何でも使うとけという使い方と、教室は教室で使うと、あいとるから使うんじゃなしに、それはあいとるというような判断をしたらええわけやから、そういう僕は答弁していただきたいと思うんです。

というのは、あっ龍田小学校は3階建てやと思うんです。ひょっとしたら2階しか要らんのと違うかと思うんよ。なら3階はぶつ切ってもろうたら改築せえでもえん違うか。3階やから耐震に問題あるけど、あれ2階にしたら全然問題ないん違うかということも考えられるわけです。だから、教室の数についてお尋ねしとるわけなんで、むやみやたらに僕は物を聞いとんと違うんで、だからその辺は正確に答えていただいて後の工事をどうするかという、そういう判断にしたいから尋ねとんで。

それと、僕はどう考えても龍田小学校と太田小学校と比べたら太田小学校のほうがやばいと思うんやけども、そんなことないですか。だから、何で龍田小学校からやるんかよう分からんのやけども、危ないところから手をつけるというのが世間これ常識なんやけども、何で龍田から手つけるんか意味よう分からんですけど、その辺改めて説明をしていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 再度お尋ねでございますけれども、龍田小学校、西棟、いわゆる特別教室があるんですけども、そこについては0.189ということで非常に悪いと、そこだけ補強してあとどうかという問題がございますので、当然補強を順次していきたいという考えが基本的にはございますので、あわせて全体的に補強していこうということでございます。

それと、太田小学校がどうやというお話ですけれども、これにつきましては、太田小学校の南が0.5、北側が0.52ということで、小学校の中ではまだいいほうだというふうに考えております。

○議長（北川嘉明） 教室分かる、教室何ぼあって、何ぼあるか。静かにしてください。

教育長、教室の数。

（教育次長塚原二良「それは教育長、分からん」の声あり）

教室の数、分からん。ならまた後で。

○教育次長（塚原二良） 教室の空き教室は2教室ということで、あと全体的に何教室というのはちょっと手許に資料持ってませんので、またお知らせしたいと思います。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 この場では余りやりませんが、龍田小学校は0.1何ぼに切れるんですか。で、太田小学校が0.5、よう分からんのですけれども、それはまた私勉強しますけれども、そんなに龍田小学校が建ってから間がないんですけど、そんなに悪いんですか。どこが一番悪い、西ですか。西ということは建て増したほうですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 今、教育次長が申し上げましたとおりでございます。太田小学校については0.5以上でございます。そうした中で、今お尋ねの龍田小学校は西棟が0.189、それから中ほどのところが0.33というところになっておりますが、やはりこれは弱いところ

を補強しますと、次の部分にまた1棟のもんでございますので、連鎖する可能性もございます。

私自身も先ほど補助率の問題で2分の1から3分の2になるという説明がなされたところでございますが、そうしたら龍田小学校で1棟のものが、この部分は3分の2、この部分は2分の1ですよというようなことになりますので、全体的に補強する必要があるのではないかと、また補助についてもそれはしっかりと3分の2にいけるようお願いしたいという要望はいたしておりますが、先ほど申し上げましたように、西棟部分が一番低うございますので、そこだけをやりますとまた次の中央、それから東、あれは3カ年ほどでやっておりますので、そうした耐震診断の結果のばらつきがございますので、1棟同じように考えてほしいというところで今お願いをいたしております。結果は先ほど説明しましたように、西棟が一番弱うございます。そうした面での取り組みでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと客土工事について、これ債務負担で2カ年ということで、3億5,141万6,000円ということなんですが、この歳入で農林水産負担金として説明は補助率100と、ただなぜ私は補助率なのかというのは理解ができません。あれは、いわゆる原因者負担ということで、負担率という形ではっきりさせるべきではないのか、その点説明求めます。

それから、これまでの説明ではちょっと分かりにくかった点で歳出との絡みもあるんですが、市町ボランティアの活動事業補助の150万円マイナス、それからいきいき学校応援、それからふるさと文化いきいき教室、それぞれ30万円余りの減額ということになっておりますこと、それから総務費の委託金関係で、大気汚染常時監視のこれらはなぜ減額に

なるかっていうこの予定のものと、さらに大気汚染の関係では常時監視網がより確立される必要がありますのに減額ということになっているわけですが、そのことについてと。

それから、土木費の委託金では、住生活総合調査で金額的には7万円で、歳出で調査員賃金と消耗品4,000円ということなのですが、住生活総合調査というのは具体的なその調査の内容等について説明を求めます。

それから、やはり減額の理由、増額の理由、それぞれ参考資料でもただ数字、説明欄の重複したような形になっておりますので伺うんですが、小学校の国際理解推進モデル事業の減額10万円、それから財政調整基金の繰入金で、当初からある程度財政調整基金を取りつづすという形で財政が厳しいと言っているわけではありますが、今回の補正では入出の予算調整ということでありましてけれども、私はどうしても政策的、意図的、恣意的ではないかと、こういうふうに思うんですが、その点について。

それから、あわせて同じことが言えるんですが、繰越金が2億600万円余りでありまして、これらを整理いたしますと、さらにはそれが歳出の財政調整積立金に一部1,000万円あるわけですね。これらを総合的に見てみますと財政が厳しいということで住民要求を抑えて、例えば国保への5,000万円を繰り入れるという約束をほごにしていたりします。それから、厳しさの強調は、やはり先ほど言いましたように政策的、意図的、恣意的ではないかというのは、金をためるための住民へのおどしとも受け取れると思います。そういう点から説明を求めたいと思います。

それから、雑入で、これは職員の交代で82万円の戻入になるとんだと思うんですが、それでよろしんかいね。それも説明求めます。

それから、歳出の21ページ、管理用備品、今ここに10万円とはどういうことなのかということ。

それから、23ページの電子計算機費のシス

テムサービス、住民税の公的年金徴収システムということで231万9,000円の増額補正になっておりますね。

それから、25ページの地方税の電子化協議会、これが必要なんかどうなのか、の負担ですね。

それから、社会福祉協議会の補助金の増の根拠についても説明を求めます。

それから、29ページ、多子世帯の保育料軽減、増額90万円、これの具体的内容についても説明をしてください。

先ほどの雑入との絡みがあるんかもしれませんが、揖龍の保健衛生施設事務組合の負担金、火葬場分で減額の57万6,000円、これ給与関係だけだと、先ほど言いましたように82万円なんですが、ここは57万6,000円ということになっておるんですけども、そういう説明を求めます。

それから、先ほどありました揖龍保健衛生施設事務組合の負担金で、説明では揖龍の予算と本町の予算とにずれがあって差異が生じておるんだということですが、ただ、先ほども、部長の説明でも誤差の範囲やと、私は誤差の範囲というて、こういうときにはこういうこと使わんと思うんですが、なぜ4,773万5,000円にもなるかということは重大でありますので、説明をさらにしていただきたいと思います。

それから、糸井、矢田部地域の客土工事の委託で、歳入では先ほど言いましたように、原因者負担で1億8,000万円余りということで、工事委託は今年度分は1億7,175万円ということなのですが、これは契約に係ることもお伺いしたいと思うんですけども、事業者へのこういう土地改良団体連合会の委託ではなしに、町が直接発注をなぜしないのかと。

それから、昭和46年にはこういう例があります。当時、前田組から独立された前田両さん、山陽建設工業なんですけれども、この工事を皮切りにここは大きくなった基礎的な請負契約だったと思うんですが、当時の中村町

長はここでどう説明したかといいますと、重機等がなくとも人を信用して指名すると、こういうようなことを言ったわけです。重機はリース等で対応できるからという、会社も実質的にはないような形のときに発注をしたということ。何でこういうことを言うかといいますと、ここできちっと発注できるはずだし、過去の工事の経過が排土客土、それから天地返し、それぞれやってきておりますので、なぜこういうところを中に入れて随契をするようなことをやるのか、分かりかねます。

事務費については、この歳入と歳出の差は事務費と称しておるのかどうか、それも説明を求めます。

それから、これに関係することかもしれませんが、カラープリンターの購入として16万8,000円、かなりのものかと思いますが、プリンターとしては、どういうことで今ごろにこれを購入しようとするのか。

それから、東保西光寺線の工事請負費の追加20万5,000円についても具体的に説明を求めます。

それから、先ほどありました学校管理費の中での修繕料と、それから委託料の太田小学校、今耐震診断の結果等が質疑あったわけですが、太田小学校の増築工事の実施設計ということで、これまでも学童の関係では、別にプレハブ等で対応する、こういうようなことになっておりました。267万8,000円なんですけど、学校規模をどこまで拡大するかが問題だと思うんです。このことと、先ほども問題になりました龍田小学校の教室のあきと児童・生徒の数、そういうことを含めて全体的には校区の再編などで教育の機会均等を担保すべきでないかということが兼ね合いとしてはっきりさせておかなければならないと思うんですが、その点についての取り組みについて説明を求めます。

それから、龍田小学校の耐震補強工事の実施設計でありますけど、工期が分かれておまして、そして古いほうに新しいほうが一定

の影響を与えたと、こういうふうなことは考えられるんですか。この辺は、いわゆる地盤の整備含めて業者が違ふ、こういうことから古いほうに影響を与えた結果として今の0.18ちゅうのは出とるんか、その辺のことも検証しておかないと、斑鳩小学校の新しいものを建てかえるというようなこと、それからひずむというようなことも起こっておりますので、この辺のところははっきりと被害の関係を整理しておく必要があると思うんですけれども、そのことについて説明を求めます。

それから、スクールアシスタントの賃金についてもあわせて説明を求めます。

それから、体育館関係のトレーニング機器の点検委託4万5,000円を補正しとんですが、これの使われている実態もあわせて説明を求めます。

それから、これからいわゆるトレーナーがきちっとしておらないと使えない状況というのがあるわけですが、ただトレーニング機器の点検が全機器か、その辺も含めて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、ページで行きますと、15ページでございますが、市町ボランティア活動支援事業の補助金の減額150万円でございます。

これは、県のほうでこれまで町のほうに補助をして、それから社会福祉協議会ということでしたんですが、直接県から市町社会福祉協議会のほうへ補助する方法に変更になったということでございまして、150万円の減額をするものでございます。

それと、その同じページでございますが、大気汚染の常時監視網の減額、11万円でございますが、これは3階で観測をいたしております関係の運営経費でございますが、県との契約の上で当初予算では83万7,000円を計上しとったんですが、72万円のほうに変更になったということでの差額でございます。

多子世帯、同じ15ページに補助金として

90万円計上して、歳出のほうにも計上しておるんですが、これの具体的な説明をということでございました。これは、多子世帯、多くのお子さんを抱えておられるご家庭の経済的負担の軽減を図るということで、兵庫県がこの7月に打ち出しました。4月にさかのぼって実施をするという事業でございますが、具体的には18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち3人目以降の子供さんが保育所におられるというご家庭でございまして、所得制限的なものは所得税額が4万円未満ということでございますから、今の保育料で階層で申しますと第4階層以下がその対象になると、そのご家庭の保護者に対して補助をするというものでございます。

補助の額でございますけれども、保育料月額が6,000円を超える場合、足切り6,000円という上限がございまして、6,000円を超える場合に3歳未満児においては月額4,500円、3歳以上児につきましては、月額3,000円を上限として補助をするというものでございます。補助率は10分の10、100%県が持つということでございまして、3年間の時限的な事業ということでございます。

今回の補正では、一応25名の対象者を予定をさせていただきまして、90万円の事業費を構えたということでございます。

それから、雑入の関係でございましたんですが、ページで言いますと19ページになろうかと思いますが、揖龍保健衛生施設事務組合の派遣職員の給与等の戻入、戻し入れでございます。この82万8,000円につきましては、もちろん派遣職員がかわりましたものですから、その差もでございますけれども、大きいのは退手組合の負担金につきまして、これまでは市町村、派遣元が持ってたのを組合のほうで持つということに変更になったということに伴いますものでございます。

それから、続きまして、社会福祉協議会への補助、増額理由でございましてけれども、先ほど申しましたボランティアのほうの150万円の減額と、今度増額の分との差し引きが

389万円になるんですが、増額になった分につきましては、人件費の関係でございまして、これまで当初の段階では嘱託職員がそれに任に当たっておったんですが、4月以降正規職員の配置を行ったということで、その差額を計上してボランティアの150万円の減額を差し引いた389万円の今回の補正額ということでございます。

それと、火葬場の減でございまして、これも先ほどの組合のほうの当初予算に整合させたという説明を申し上げました。火葬場につきましても、その組合の当初予算の中身に整合をさせたということで、直接82万円、先ほどの雑入関係が反映をしたというものでございませぬ。それらも含めて、全体の組合の予算に合わせたということでございまして、先ほどの熊谷議員さんへの答弁の中に今ご指摘がございましたが、私誤差範囲という表現を使いましたが、これも不適切かも分かりませぬ。人もかわり、そういった退手組合の負担金の支給も変わったということで、その分は多少影響があるかなと思うという程度でございまして、大きくは組合予算、当初予算に整合させたということで訂正をさせていただきたいというふうに思います。

私の関係は以上だったと思うんですが、以上でございます。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 私どもの所管についてお答えを申し上げます。

まず、17ページ歳入の財政調整基金の関係でございまして、今次補正予算（第2号）に係る歳入の主なものを申し上げますと、地方特例交付金の増、3,449万6,000円、普通交付税の増、7,677万6,000円、繰越金の増、2億601万1,000円、農林水産業費負担金の増、1億8,057万9,000円、以上4点が増要因の大きなものでございます。

そのほかプラス・マイナスがございましてけれども、この補正予算に係る歳入の合計は5億151万8,000円でございます。

片や、歳出の主なものを申し上げますと、

人件費の減がマイナスの3,718万1,000円、それから国保繰出金の増で1億6,695万7,000円、揖龍保健衛生施設事務組合負担金の減ということでマイナスの4,773万5,000円、糸井・矢田部地内客土工事委託料の増、1億7,175万円、斑鳩学童保育園プレハブ設置工事の増、1,911万円でございます。

そのほか、同じように増減がございますけれども、この補正予算に係る歳出の合計は4億572万2,000円でございます。

したがって、歳入歳出の増減を合わせますと、歳入が歳出を9,579万6,000円上回り、その額を財政調整基金でもって調整することとなります。結果的に、当初予定しておりました5億378万7,000円から9,579万6,000円を減額し、基金のほうへ戻したいということでございます。決して私ども財政担当課といたしましては、恣意的、意図的なものではなく、先ほど申しました歳入歳出の絡みによるものでございます。

同じく17ページでございますが、繰越金ですが、これは今定例会で決算認定の提案をいたしておりますが、平成19年度決算による繰越金の実質収支額2億1,601万1,044円によるものでございます。

それから、21ページ、財産管理費、節の備品購入費10万2,000円でございますが、これは私ども財政課において管理用備品購入費としまして、引き違い戸保管庫——ロッカーでございまして——3万4,000円を3台購入したいというふうに思っております。私ども財政課をごらんになったらお分かりのように、よその課、所管が廃棄処分したものを拾ってきてくださいロッカーを積み上げてございます。まともなロッカーは1台だけでございまして、何とかご理解をお願いしたいと思うところでございます。

それから、ページ23ページでございますが、財政調整基金積立金追加でございまして、これは先ほども申しました一般会計の実質収支確定額と墓園特会の同じく実質収支確

定額を足しまして、2億2,135万2,859円となるわけでございますが、地方財政法7条の規定によりまして2分の1以上を積み立てるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、23ページの231万9,000円、システムサービス利用料の件でございますが、これにつきましては地方税法の改正がございまして、21年10月より導入される住民税の公的年金からの特別徴収ということでございまして、このシステムを利用しまして体系的に年金からの特別徴収を行うということでございまして、まず年金保険者、これは社会保険庁等になりますが、そこから地方電子協議会を経由いたしまして、各市町の間で地方電子協議会を運営するe L T A Xの仕組みを利用しました電子データの交換が行えるということでございます。したがって、そういったシステムサービスを利用するに当たりましては、その利用料が必要となっております。

内容的には、支援サービス利用料といたしまして11万3,400円、それと支援サービス審査システム導入支援費といたしまして、220万5,000円という、この2口でございまして。それに伴いまして、25ページの地方電子化協議会負担金追加ということでございますが、これは先ほどシステムの構築に当たりまして、社会保険庁と、そして経路機関としての地方電子協議会、そして太子町という形になりますので、当然そこが協議会を運営するe L T A Xを使用するということでございまして、加入をする必要があるということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、私のほうからはまず1点目に13ページの負担金負担率、補助率という問題でございしますが、これにつきましてはいろいろ私どもも検

討というんですか、考えたわけですけども、今回の事業自体が農用地の土壤汚染の防止等に関する法律ではなく、東芝さんの任意の負担という考え方から、負担とするのか、補助とするのか、いろいろ悩んだわけでございますけども、補助率という形で記載させていただいております。

それと、17ページの住生活総合調査委託金、これにつきましては例年、5年に1回実施しているものでございまして、平成18年に法律の改正がございました。それに伴いまして、名称が変更になったと。中身につきましては、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向、満足度等の総合的調査ということでございます。

それと、31ページの委託金関係でございすけども、これを町が実施しないという理由につきましては、提案説明でもあったと思いますけども、やはり人的な不足という問題があるのかなというふうに考えております。

それと、今言いました歳入と歳出、委託料との差、これにつきましては、人件費、それと事務費としていろいろ今回需用費とか旅費とかに計上させていただいております。その中に、カラープリンターの購入ということもございす。

それと、33ページの東保西光寺線の追加ということでございすけども、これにつきましては、役務費での用地測量のときにその買収しますその土地のデータを利用できるということを踏んでおったんですけども、それができなくなり追加という形で事前に流用しております。それと、当時建物が建つということで、地元の関係者の方がその方に申し出されて要望道路ということになったもので、その当時、田という状況でございました。その後建築確認が出てきまして、20年度では宅地になっていたということで、農地と宅地の差の分でございます。これも工事請負費から事前に流用として使用しております。その流用した分の額が20万5,000円ということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育委員会関係のお答えさせていただきたいと思います。

15ページの県補助金の関係で、いきいき学校応援事業補助金とふるさと文化いきいき教室事業補助金の関係でございす。

これは、総合的な学習時間等において自然、歴史、文化等のさまざまな分野の専門的な知識や技術を持った人たちを学校、また地域において勉強するというような事業で、これは県の補助が2分の1あったわけでございますが、これが平成16年からということでございます。しかしながら、県の行革に伴うところによりまして事業補助がなくなると、事業を中止したということでございます。この通知が私どもの予算、見積もりした後、いわゆる3月ごろに県のほうから通知があったということで、予算のほうは上げているということで、ここで今回減額させていただきたいということでございす。

それと、同じく小学校の国際理解推進モデル事業の関係でございす。

19年度におきましては、55万円の事業があったんですけども、今年度におきましては、これは10分の10でございまして10万円カットということでございす。これは、ご案内のように、小学校の英語教育を盛り込む内容でございまして、モデル事業ということで太田小学校が指定されておりました。3月4日にこの経費が県のほうから通知があって、そのときには予算化について計上しているということで、今回減額をさせていただくものでございす。

それと、37ページの小学校の関係でございまして、需用費の修繕料の追加ということでございすけども、これはただいま申し上げました斑鳩小学校学童保育園のところを普通教室にしたいということでございまして、今年度にそれを予定しております。それについて、学童が出ていっていただいた、その後を普通教室に戻すというような、少しちょっと手を

加えるという工事で、修繕でございます。

それと、委託料関係でございますが、太田小学校の校舎増築、これにつきましては、20年度から小学校の4年生まで35人学級ということでございます。そのため、太田小学校の普通教室の見込み数、これが22年度で34学級、現在は32でございます。22年度には34学級になると、23年度には35学級になるだろう、そこで頭打ちで、後は少し減っていくという見込みを立てております。しかしながら、太田小学校においては学童も外のほうへ出ていっていただいて普通教室がない、この2教室をどうするかということで、急遽今年度において実施設計を行い、来年度において22年度の生徒に対応したいということで、最低2教室をつくりたいというための設計でございます。

それと、太田小学校が大きくマンモス校になり、龍田小学校が余り変わらないという現状の中で校区の話も出ておるんですけども、私も教育委員会としては今のところ、校区編成等々については、まだそこまでは至っていないというふうに考えております。

それと、龍田小学校の耐震のことでございますけども、先ほどまで言いましたのは、龍田小学校の西棟、これについては0.18何ぼでしたね、という、この構造が鉄骨の2階建てでございます。あとは鉄筋コンクリートですけども、その校舎については鉄骨ということでございますので、ですから全体的にこの部分はどうか分かりませんが、そういう数値になってると。龍田小学校、ちなみにその部分については昭和46年に建築いたしております。そのほかは、東棟が50年、中央棟は56年ということでございまして、その部分ですから古いのではないかなというふうに考えております。

それと、スクールアシスタント賃金の件でございます。これにつきましては、ADHD、注意欠陥多動性障害等により行動面で著しい困難を示す児童への普通の教員が苦慮しているということで、それに対応するための

配置でございまして、これは交付税算入、また交付税算入は20年度からされております。したがって、その中で配置ができるということで、この1名につきましては、斑鳩小学校へ配置したいというふうに考えております。

それと、体育館のトレーニング室の件ですけど、ご案内のようにトレーニング教室ということで、そういう教室も行っておるわけでございますけども、その点検、これが現在19年度まで8万4,000円でしとったわけですけども、12万9,000円ということで、あわせてバレーボールの支柱、そういうこと等全体的な器具の点検もあわせてしていただくということで追加をいたしております。

以上だろうと思っておりますけども、よろしくお願ひします。

○議長（北川嘉明） 実態、使われてる実態、トレーニング機器を使われている実態。

○教育次長（塚原二良） 済みません、言葉足らずで。トレーニング室の実態ということでございますけども、教室のときにはもちろんですけども、通常の場合は私も前には利用したこともあるんですけども、通常は五、六人かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あのね、やっぱり今回わずかな金額やからそれは問題にならないやろうということやから調べてないんやな。トレーニング機器がどんだけあって、どういうふうに使われてて、どういうふうな点検が必要なんか。これが4万5,000円やからなめとったんか。いや、そういうふう聞こえるで、知らないということは。やっぱり提案するということは、ちゃんと提案するにふさわしい実態を調べて、どういう点検委託が必要になったんか、それでそのバレーボールのそこまで加えるとトレーニングの機器の点検は何ぼになるんやろうかということに通販じゃないけ

ども、このカメラ実際こっち買いよったらこっちは何ぼやろうというのと同じって、そんなええかげんな提案は僕はないと思うんやね。その辺のところをはっきりさせないといけないと思うんですよ。だから、金額の高いにかかわらず、提案する以上はきちっと説明ができるようにするっていうのは、私は大事だと思うんです。

それから、龍田小学校の西棟の、前から特別教室と言っておりましたとこなんですが、鉄骨構造のものが一番やばいと、40年ですね、40年たってへんのや、まだ。もうちょっと40年までかかりますわ、46年建設。それから、中央棟、それから東の棟、それぞれ工期が変わってるわけですけども、これらのものが影響したと、こういうことはないかと私聞いてんや。地盤をつくったり、いろいろすることが鉄骨づくりと鉄筋コンクリートづくりと違いますからね。だから、そういうこともちゃんと診断をしておかなきゃならないんじゃないかと、40年で建てかえというのは鉄骨づくりというたら一般的には耐用年数41年か2年じゃないかな、固定資産税のああいふ基準でも。何かそういう気がすんやけど、それ違ってますかな、総務部長。何か41年ぐらいと思うんですよ、鉄骨。だから、そういうようなことを含めてちゃんと調べなあかん。何がどう影響するか分からんということなんで、きちっと説明してもらわないといけないと思うんです。わざわざ斑鳩小学校の例も出しましたが、そういうものではないかと思いますが、その点どうかと。

それから、いきいき関係はもう結局は時限的なものやから、県がやめたら皆やめると。歳入歳出、これそうでしょ。全体的にはやめようとしとんかいな、どういうことかいね。学校園事業、だから30万5,000円のマイナスして112万円の委託を減らすわけでしょ。だから、いや後々のことも含めて起爆剤に使うて、後はそれぞれが勝手にやんなさいと、こういうことなんかどうかということも含めて説明を求めます。

それから、太田小学校の場合と校区の再編を含めて真剣に考えなきゃならんと思うんです。現実は今火急のものとしてすぐにできないわけですが、まだ同校区の土地利用というのは広がる可能性があります。社会増、それから自然増はどうか分かりませんけども、社会増がひょっとしたらまだあるかもしれない。それで、35クラスを頭打ちとしたいと、それで頭打ちしたいといって後またどうすることになりますかな。東中学校の場合に、後のことを東中学校はプレハブで何教室かで対応しました。高度なまあまあ普通の建物じゃなくって、それらしい形をとって東中のプレハブ、東のほうにありますでしょ。

だから、後のことを考えるならばそういうことも必要だと私は思うんです。こういうふうにアンバランスがあってもいいはずがない。だから、今後の学校バランスということは考えるべきでないか、今考えとらへんからと言うんやなしに、本当に真剣に小学校児童のあり方は考えないといけないし、将来的には均等に増えてない限りは中学校にも影響するんです。だから、そういう面でやっぱりこの辺のところをきちっと見通しを立てるということが大事だと思うんですけど、そういうことは教育委員会の中はどないしとってんですかね。

それから、当然施設整備は町長部局がやるわけですけども、教育委員会がその姿勢に立たない限り、多分あかんと思います。だから、私は学校規模をどこまでするんかということと、学校の教育の機会均等の面からも重大なことだと思うんで、再度その点伺いたいと思います。

それから、工事請負費の関係で2年間ですからそれぞれ事業が分かれて発注するということになるわけですが、人的不足、46年当時の人と大けえ変わらんですよ。業務は増えとるというものの、やっぱりここで責任を持って発注をすることのほうが、こんなややこしい外郭団体みたいなどに随意契約で発注するというのは私はもう納得がいかなんです。

それから、そういう面で町が直接発注すればいいじゃないかと。それで以前には、それで申し上げたのは、極端ですけども、人を見てちゃんと仕事はさせますというて中村さんが言うたわけや、余りええことないけど。重機も何もない者にいきなり指名して発注するというのは、それはけしからん話やけども、この人はできる人ですというような形で、しかしそれでも一応仕事をされてきたわけです。そういう点で、人的というのは理解ができませんので、その点もはっきりさせていただきたいなと。それで、ここら辺に特別に随契でやって、兵庫県土地改良事業団体連合会とやるほうが何があんかいね。何かの縁があるように私は思っているわけです。

それから、繰入金、繰越金、財調、これは課長の説明は、経過は分かりますが、しかし、どう考えても当初に財調を取り崩す、予算を立てる、厳しい、そして住民要求を抑える、その結果が繰越金になって財調の繰入金を減額する、それは調整ですからそうなります。何もそれは否定しないんですけども、これらが極めて、だから課長がそういうことを、政策的、意図的、恣意的であったということを言うてませんよ、私は。やっぱり厳しいという側面から押さえつけた結果として、余るもんは余る、それから不用額は今回前年度でも監査委員の指摘でもありますように、不用額も出ております。

そういう予算に対する、先ほども私4万5,000円のことで言いましたけども、予算に対する本当に真剣な積算、そういうことがたるとんだと思うんですよ、全体的に。だから、基本的な予算が設置ができないと思うんですけど、そういう点についてはどうかと。その説明を再度求めます。

それから、農林水産業費で、補助率と負担率、これも意図を考えたけども、補助率にした、全然違うでしょう。原因者があって、そして負担があるんや。何で補助やねん。どっかの補助でも何でもなし、人が誤解するようなことはしてはいけません。

また、現に46年当時に、いわゆる東芝排水口付近で高濃度のカドミを検出したと、京都大学の災害研究グループが発表して、それ以降この対策を講じたんですよ。また、トリクロロエチレンのときもこの東芝自身が原因者ということを書いてほしくないと、だからあのときもあいまいなことをした形でトリクロロエチレン対策をやったり、しかしこれも東芝の排出したカドミ以外にそんなにこういう形で長きにわたって汚染が続くということはないわけですから、それで今日まで珪酸カルシウムなんかで中和したり、それから排土客土をやらざるを得ん、こういうことになるわけですけども、やっぱり補助じゃなくて負担、歳入ですからね。実際の費目としては農林水産負担金としておいて、説明は補助、何でそういうふうに使わなアカんのかいな。その辺もはっきりさせていただかないといけないと思うんですけども、そういう点で再度説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育委員会関係のお答えさせていただきたいと思います。

補助金関係で、いきいき学校応援事業、またふるさと文化いきいき教室事業、県の事業で平成16年度から実施しておったわけでございます。おっしゃるとおり、県の事業がこの行革に伴って廃止になった、それに伴っては町は今考えておりますのは廃止をしたいということで、単独で継続しようというところまで考えは持っておりません。

それと、太田小学校増築関係でございますが、これにつきましては、東中学校の例も挙げられたわけですけども、プレハブを一時的に建てるんじゃなしに、恒久的なものになろうということで、今考えておりますのは鉄骨で校舎の西側にできないだろうかということで実施設計を上げさせていただいております。

それと、校区編成の関係でございますが、これは今現在太田小学校1,000人を超したところでございますけども、以前には1,200人

ほどの時代もございました。ですから、そういうこともありまして、教育委員会の中ではそこまで、そういう編成についてはどうこうという議論がまだ出てないところでございます。

それと、現在今23年度が私ども統計上ではピークになるだろうと、その以降については少し落ち込むのではないかなと、これはご存じのように、団塊世代のジュニア、そこら辺でそういう現象が起きているのが、ですから後はこれは自然増の関係で、あと今言われましたように、社会増の関係は少し考慮に入れてませんけども、そういうふうになるのではないかというふうに考えております。

それと、龍田小学校の関係でございます。それが、西棟の特別教室のところが古いから影響は出ないかと、これはいわゆる棟ごとに調査をいたしておりますので、西棟については今言いました0.189、それと東、中央棟については0.33ということで、個々に調べておりますので、それが影響出てるのであればこの数値が影響出た数値かどうか分かりませんが、棟ごとに調べてこの数値だということでございます。

私の関係は以上だったと思います。

○議長（北川嘉明） 体育館。トレーニング室は。それ答弁ないん。最初の答弁。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

委託料の件でございますけども、土地改良団体連合会といいますのは、県下のいわゆる土地改良法にのっとった団体でございまして、そこに設計委託、また発注、その上でまた施工管理をしていただく中で、やはり工事発注も必要ではないかと、そういった中から少しでも太子町の町の負担を、実質的な負担を少なくできるのではないかということで委託したいということでございます。

それと、先ほども出てました負担率と補助率も問題でございますけども、先ほども言いましたように、法的な問題での負担ではない

といったことからいろいろ検討した中で補助率になったということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 繰越金、繰入金、その他財政調整基金の関係でございますが、ご承知のとおり、厳し目に当初予算も設定いたしております。厳し目に設定していったって、不要不急なものは補正しないという大原則がでございます。ただ、決算を打って剰余金が出て基金に積むというのも、これ自然な成り行きでございます。ただ、基本的に今現在財政運営が積極的に展開できる時期ではないというふうに私どもは思っております。おっしゃるとおり、福祉、教育に財調を使ってそれなりの単独事業を展開していけば、それはそういうお考えもあるでしょうけども、具体的に申しますと、やっぱり入のほうが町税で申しますと、19年度決算は税源移譲がございましたんで、大きな数字で申し上げますが42億円ということでございますが、これは例えば平成13年度で約39億円、14年度で39億円、平成9年度で40億円、平成8年度で約39億円、税源移譲がありましたものの、横ばい状態ということがはっきり言えると思います。片や交付税に至っては、19年度決算ですが、普通交付税で12億8,000万円、これ12億8,000万円はもうたまたまでございますが、平成4年度、今から約十五、六年前の平成4年度の数字と変わらないということでございます。

いっとき交付税も平成12年度、13年度というふうなピークの時代がございましたが、やはりこういうふうに入のほうが押している、したがって当然厳し目な財政運営をやっていかなければならない。結果として財調に積んだり、財調に取り崩したり、また繰越金があったりなかったりといったような内容になっているものというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後0時59分)

○議長(北川嘉明) 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成20年度兵庫県太子町一般会計補正予算について質疑をお受けします。

ほかに質疑はありませんか。

嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 一応、この参考資料のほうから順次お尋ねします。

歳出のほうで、企画費の北京ですね、オリンピックの応援等の82万9,000円の追加になっておりますが、どのような、いろいろとあすかホールでされたというようなことも聞いておりますが、これだけの大きな金額が要ったのかどうか、もう少し詳細に説明を求めます。

それから、交通安全対策費の職員異動によるということですが、150万円も、こんな大きな金額が異動で要るんですか、どうか、再度お尋ねします。

それから、その次のページに移りまして、清掃総務費の掛龍衛生の負担金ですが、これは午前中にいろいろ質疑ありましたが、再度お尋ねしますが、4,700万円というたら大きな金額です。それを、見積もりが僕はどう考えても甘かったと思う。だから、もう少し慎重に予算を組むべきではないかということ再度お尋ねします。

それから、体育館費の69万8,000円の減額になっておりますが、体育館の本当の中身の实情、非常に体育館を利用されてるいろんな方々から、体育館の中はどないなっとんやと偉そう言われて、もう何か使わせたとんとというふうな姿勢で不愉快きわまりないというふうな声を1人や2人でないです。その辺をまた担当の者にどういう内情か聞いておきますがという返事はしておりますが、こういうことでも、中身のことで非常に一般の町民の方から苦情を議員の立場上言われるわけです。それでもなおかつ69万8,000円も減額と

いうことは、どっかで住民サービスのというんが、そういう姿勢が崩れとんと違うかということで、再度の体育館の運営方法とか、職員の職務態度とか、いろいろと火の気のないところに煙は立たんということは、もうこれは昔からのことわざですが、非常に町民が気軽に楽しく使用するべきところが、そういう苦情が出回ってるということがやはりこれを管理してる担当の上位の係員、そういうことが分かってるんかどうか、その辺についてお尋ねします。

○議長(北川嘉明) 総務部長。

○総務部長(佐々木正人) まず、21ページの企画費、82万9,000円の補正でございます。

これにつきましては、北京オリンピック出場の関係の経費ということでございまして、内容的には応援イベント用品の消耗品、そういったものに約44万円かけてしております。立て看板、うちわ、応援グッズ、国旗、そういったものでございます。

そして、応援イベント委託料といたしまして、あすかホールを使用しましてのテレビ設置とか警備委託、それと舞台の運営委託といったものでございます。それが約13万円かかっております。

そして、あすか使用料が10万円ということで、全体的には82万9,000円が企画として計上させていただいた金額でございます。

○議長(北川嘉明) 教育次長。

○教育次長(塚原二良) 体育館費の関係でございますけれども、これは減額につきましては職員異動に伴います減額でございますけれども、今職員のことについて触れられましたので、そういうふうにならないように私のほうからも、教育長のほうからも注意をしたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長(北川嘉明) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(丸尾 満) 交通安全対策費の人件費の補正の関係でございますが、これも人間的な増減というのはございません

で、給料の関係で100万円、それから手当の関係で50万円という異動による差額でございます。

清掃総務費の4,700万円余りの予算見積もりが甘かったのではないかというご指摘でございますが、当然組合のほうの予算というのがもととなりまして、その分担金、負担金が決まってくるわけでございます。組合のほうの20年度予算と私どもが組合から提示を受けての予算計上であれば、当初予算同士合ってるわけですが、時期がずれましたものですから、当然組合のほうの予算材料と私どもの予算材料が異なっていたということでご承知おきを、ご理解をお願いしたいというふうに思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 まず上から、北京オリンピックの応援で、その日の夕方ですか、何か花火なんか打ち上げられたと、えらい盛大に応援されてるんやなど。それから、自治会を通じてかどうか分かりませんが、近隣住民の方にあすかホールに参加してくれというような回覧も回ったように聞いております。それも太子町から竹澤君がオリンピックに出られるということは本当にすばらしいことであることにもかかわらず、太子町の中で本当に応援、心よりされたとは思いますが、その成果というんか、太子町の住民の方に本当に喜んでいただいて、応援を一生懸命して北京オリンピックに出られるということは、本当に太子町にとっては名誉なことだと思いますが、この予算で82万9,000円ぐらいで花火も上がったとか、近隣の住民の方には大勢参加してくれというようなこともされたように聞いておりますが、この程度で十分な応援をできたんかどうかということを再度お尋ねします。

それから、交通安全対策費には職員の異動ということですが、その異動で150万円も

というたら、補正を組むまでにちゃんともっと分からなんだのかどうか。150万円という金額は、それは皆さんにとっては大したことないかも分かりませんが、我々の一般住民にとっては150万円というたら大きなものですよ。オーバーなことは言いませんけど、本当に一日何千円で仕事をされてる方、ぎょうさんあるんです。そういうことは、ちょっとこれも見積もりというんか、予定が安易に事業が執行されてるんかどうかというようなことはちょっと疑問に思うわけです。

それから、総務費については、それは部長おっしゃるとおり、決算とか予算の時期が違うということで分からんわけでもないけれど、4,700万円というたら大きいんですよ。これも一般住民で議員報酬にしましても10年分です。ということは、すごい金額ですから、その辺をもう少し揖龍衛生との綿密な打ち合わせとか、そういう交流というんですか、連絡というんですか、そういう細かいことがもう少し行われておれば、こんな大きな金額にはならん。時期が違っただけで片づけてもろうたら一般住民にとってはそないな大きな金額が時期が違っただけで予算しょってんかいなというようなことにもなりますし、もう少し住民本位の目線に立った予算を組んで執行してもらいたいということが再度お尋ねします。

それから、体育館費については、正直なところ注意するとか、これもっと前からそういう住民からの声は出てるんです。だから、次長、一度、あなたは忙しいとは思いますが、やっぱこういう現場へ出て様子をもっと見て、ただ単に職員異動によってというようなことでやられたら、もっとその辺のことは、見るべきところは見て、注意するところはして。それは、例えばこれ職員異動ということで69万8,000円ですけど、これも大きな金額ですよ。それについて次長として、教育長もおられますけれど、もう少し現場の状況を把握するべきでないですかと思いますけど、再度お尋ねします。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 今、嶋澤議員が体育館の職員の対応についてお話があったんですけど、先ほど次長申しましたように、口頭では注意しとんですけど、それではだめなんで、先週館長に会いまして、館長が今週中にどういうふうにするかというのを、そないに詳しく書いたら忘れてまうんで、5項目から7項目に書いて文書でこちらに持ってくるようにという指示しております。きのう行ってみたんですけど、まだできておりませんでした。恐らく今週中に、きょう、あすあたり、あるいは土曜日までに、私も土曜日は来ますんで出すように催促はいたしております。また、それについては足らなきゃ、また指導を加えたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、北京オリンピックのイベントの関係でございますが、先ほどから出ておりますが、この花火につきましては当日三光煙火さんのご厚意によりまして上げていただいたということでございます。そして、その観覧人につきましても約1,000名の方が見られておりました。

そして、内容的には大ホールで行われた分は、1部式典、2部観戦という形にさせていただきまして、約450名の方が参加をされておりました。

それと、回覧でございますが、これは放映される時間が8時ぐらいのオリンピックの放映時間ということで予定しておりましたが、その時間が遅くなりました関係で、11時ごろに放映されるということの内容の回覧でございます。

それと、参加につきましては、かなり多くの方が参加をされまして、花火につきましても多くの方が見られたということで、このイベントにつきましては、町としましては十分の成果があったと思っております。

それと、23ページの交通安全の人件費、それと41ページの体育館費の人件費の異動の関

係でございますが、これは単発にその科目だけを見ていただいたらなかなか理解しがたいんですが、すべて当初予算の予定を組みまして、目ごとに割り振りをさせていただいております。その中で、人事異動によりまして、その科目に例えば下の方が係長にかわっていたとか、そういう人員の交代によります増減でございますので、単発的な目だけの数字で持って人件費云々というのが理解しにくいところでございまして、全体的な太子町の197の一般会計に伴う人数の全体的な人件費の調整ということでございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 揖龍衛生との綿密な連携が欠けておるのではないかという再度のお尋ねでございます。そういうことはございませんが、やはり当初予算編成には期限というものがございまして、ぎりぎりまで当然組合のほうと連携を図った中での間に合わなかったということでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほど来から、各議員から龍田小学校の耐震補強工事の件でお話もあったわけですが、龍田小学校をして、なぜ太田小学校はしないのかというようなお話もございましたが、確かに龍田小学校は耐震レベルが低いということで工事に入ると、太田小学校に関してはレベルに達しているという形での答弁がございましたが、太田小学校の中に渡り廊下っていうのがあるんはご存じだと思うんですが、建物だけの耐震構造だけじゃなしに、渡り廊下も付随してあるということでもありますんで、その辺のことも含めて耐震は太田小学校しなくてもよいという判断なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育長（圓尾哲一） 龍田小学校の耐震に伴った太田小学校のお話が出たんですけども、まず今私どもが考えておるのは、今国庫補助の関係で3分の2で補助がかさ上げされ

ております。これは、平成22年度までの工事に限るということでございますので、なるべく早くその補助をもらってということで、今回補正で実施設計を上げて、来年度において工事をやろうと。そしたら、太田小学校という話が当然出てくるわけですが、太子町全体、子どもと考えておりますのは、改築とかいろいろとだんだんと老朽化、古くなってるわけでございますが、こんだけ耐震と言われておりますので、補強、地震に対する補強を行う、それをやっていくと。ですから、太田小学校がいつということは今の時点では申し上げられませんが、順次整備を全体的にしていくと、それは早い時点ということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

**日程第3 議案第41号 平成20年度  
兵庫県太子町国民健康保険特  
別会計補正予算（第1号）**

○議長（北川嘉明） 日程第3、議案第41号平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今次、補正では2億4,982万円という補正額になるわけですが、医療費の動向について説明を求めたいと思います。どういう病気がいわゆる罹患率の高いもの、そしてまた内容的にも高額医療を要するもの、それぞれあると思うんですが、今日の今9月ですし、今後のことを含めて医療の動向について説明を求めます。

それから、特にこれは後期高齢者との絡み

もあるんですが、やはり医療費の高騰の要因としては早期に病気を発見し、早く治療すると、こういうことが大切であります。健診の機会の拡充とあわせて、人間ドック、これ後期の場合は廃止なんですけど、意識のある人は自分の体を知って健康管理に努めようとする人まで、今回後期高齢者でこれを排除すると、こういうふうなことになるわけです。これらについては、一般会計との絡みもあるわけですが、やはり住民が健康で暮らせるようにするという点で、一定の助成等をしてこれらの制度が維持される必要があると思うんです。

それから、繰入金はまだこれ以上、こういう医療保険に係る税負担等を増やしてほしくないと、困ると、こういうような状況であります。そういう中で、一般会計から、少なくともこういう暮らしにかかることについて助成をしていくっていう、今回の補正はそういう形が出ているわけですが、恒常的に一定の援助が要ると、こういうふうに思うんですが、そのことについて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の医療費の動向でございますが、この20年度に入りまして、またデータ的には月報としては3月診療、4月診療の2カ月分しか手許にはございませんので、この1年を見通した動向といったものにはちょっと差があるかも分かりません。

金額で見えますと、かなり1人当たり費用、保険者負担ともに増加をいたしております。このたびの補正計上も、そこが一つの大きな要因でございます。特に入院につきましてが非常に1人当たりの単価が、この20年度に入りまして高くなっております。

また、このたびの補正の増の一因というふうに私が見ておるんですが、後期高齢者医療が始まりました際に、それまで障害認定を受けられておった方が老健にこれまでは入られておりました。ところが、後期高齢者医療になりますと、今度は自己負担ということが出

てまいります関係で選択ができるということで、本町におきましてもかなりの方が後期高齢者からにもとへ戻られたっていいですか、国保のほうに戻られたというようなこともございまして、それらの方の医療費が全然当初予算ではもう見込んでおりませんでしたので、それらの増とあわせましての今回医療費の全体の増という見方をいたしております。

病気の種類等は、いつも5月診療分の1月分について詳しいデータが参るわけですが、それまだ私どものほうには参っておりません。ですから、月報の数字でもっての今後の動向というだけでございますので、病気の内容、入院の内容という病気の種類の内容までちょっと20年度把握ができないということでございます。

それと、2点目でございますが、早期発見が大事でありますので、健診等への一定の助成という桜井議員さんのご質問でございますが、もちろん一定程度の保険からの助成というのは各受診される方にはあるわけでございますが、どうも一般会計からの助成という色合いが強いかと思います。3問目の恒常的な支援が必要ではないかといったところと兼ね合いまして思うわけですが、これまでも再三私申してますように、この社会保険制度、国民健康保険制度、やはり医療の給付に見合う負担ということで、保険料と国庫の公費ということでのバランスですということでございますから、その原則からいいますと、一般会計からの任意繰り入れというのは安易にできないわけでございます。ただ、どうしてもという場合もございますので、これまでもそういったことで一般会計からの繰り入れを行っておりますが、恒常的にということになりますとまた若干支援をしなければならないということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 人間の命は地球より重い

ゅうような極端なことは言いませんけども、命と、それからほかのいわゆる土木工事、太子町はどちらにどうウエートを置かれとんですか。1点お尋ねいたします。

今桜井議員が尋ねたように、早期発見、いわゆる人間ドックですね、私もこれ早期発見で胃がんが分かったわけなんですけれども、これもし行ってなかったら、多分今ごろここにはおらんと思うんですけれども。そういうふうになんか早く死に追いやると言うんならなるほどあなた方のとっとる政策は丸やと思うんですけれども、でもそうでないと言うんなら、何でわずかな、わずかと言うと語弊があるか知らんけれども、今まで助成しておったものを切るのかと。それ相当の僕は覚悟と理由があってやられたと思うんですけれども、太子町の特別会計、一般会計含めての予算を見てみても、積極的に切らんなんと。その理由が見当たらんのですけれども、そのことについて説明を求めます。

それから、もう一点は太子町の、例えば少子化に対する児童の育児及び医療に対する太子町の施策というのは、私は兵庫県下でも全国的に見ても別に突出してどうこうというような施策じゃないと思うわけなんですけど。特に太子町として子育て、少子化に対して施策を持っておられるんでしたら、医療についても当然予算に反映してくると思うんですけれども、それはどういうふうに予算の中で組まれとるんか、お尋ねします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 1点目でございますが、命と工事とどちらを重きにというご質問でございますが、これはなかなかお答えがしにくうございます。どちらをという比較自体が私はできるものではないというふうに思います。そりゃ命は大事ですし、そうかといって工事も大事ですので、どちらも大事ということかと思います。

それから、健診についての助成の関係でございますが、これも全部自己負担というわけではございません、一定の保険者の助成とい

うことで行っております。人間ドックという名前こそなくなりましたが、内容的にはほぼ同内容での健診内容となっておりますのでございます。

それから、子育て、少子化に対する医療に関しての町の姿勢ということでございます。

これらも当然法定で決まった健診はございます。また、福祉医療としまして乳児医療等は県の事業内容、要項に基づいた内容でございますが、これも行っておるところでございます。また、政策的に子育ての環境が医療面で極めて悪いといったこと等はないというふうに私は思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、だから初めに言うたように、命と地球とは、そんな極端なことは言いませんよという、初めから言うところで。

だけど、例えばあなた方下水道整備のときに、何年度までに完成せないかんということを言うてきとるからしゃにむにやるんやと。よそと比べて太子町はちょっと遅れとう場合があるんで全力を挙げて下水道整備に取り組んでいくと、県下でという資料も出してきましたわね。太子町はほぼ99%以上の整備は私はできたと思うわけなんですけども、県下でできてますか、下水道整備、99%。うそやろう。

だから、医療についても一緒なんですよ。太子町が別に僕は医療、例えば極端な話、下水を多少遅らしてでも太子町が医療を整備したからというて、私はペナルティーも何も無いと思いますよ。それをあなた方無理やりどうこうて理由つけて一般会計からでも年間5億円、6億円も繰り出していったやないかいな。違いますか。で、国保のほうは、いや特別会計はもう自主独立で余り一般会計から繰り出したらあかんねやと言わんばかりの言い方ですよ。

だから、そうでないのと違うかいうて僕は言うたん。だから、命とはどういうことですかというて聞いとんですよ。比較としてどう

思われるんですか。私は、だから下水が99%できたということについてどうこう言うておるのではないですよ。しかし、そちらのほうを若干遅らしたとしても、国保でこんな人間ドックの予算を減らさないかんほど財政が詰まっとんですよ。というて言うとおんですよ。そうじゃないでしょう。切れるもんやったら何でも切れという形でっしょないか。使用料から何から、もう公民館から体育館から全部そうでしょうが、とれるもんからとれと。そりゃいいですよ。しかし、ちょっと偏って過ぎへんかと言うとんねん。もうちょっと税金の使い方を公平にやったらどうですかと。業者の育成も大事ですよ。業者の育成も大事やけど、町民の生活と暮らしのほう的大事と違うんどうですかと言うとんです。答弁求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 命と工事というようなご質問、それはだれも答えられないと思います。私は両方が大事なものであると、このように考えるところでございます。たまたま国保税と工事への支出、いみじくも今下水道関係についてもおっしゃいましたが、私は後年を、これからの次世代を考えていくと、よくここまでやってこれたなという思いでございますし、こうして財政厳しくなるほどあした大型事業は取り組みにくい問題ではないかなと、このように思うところでございますが、反面、国保につきましてもやはり国のほうでは国保会計についてはそれぞれの加入者の負担でもってやっていくということで、大きな一般会計からの繰り入れというのは好ましくないという方向も打ち出されておりますので、私はやはりそうした点は慎重にやるべきではないかなと、このように考えます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 国のほうでも道路が暮らしかというのが今争点になってますわね、同じことやと思うんですよ。そりゃ道路も要りますよ、要らんとは言いません。だけど、それよりも、道路に何兆円を入れるよりも、それ



を一般財源化して、暮らしに回そうやないかというのが、今テレビでも何でもそういう論議してますやない。私が今土木工事が暮らしかという論議しとんと変わらんことは国でもやっと思ふんで、僕が言よることがそないに、どないうか、異端なことを言っていないと思ふやけども。だから、多少ほかのことを遅らしてでも、今水道もそうですけれども、大変町民の中には公共料金も含めて物価高で、本当に年間何万円という支出増になってますんですから。特に、高齢者に対して健康に対して、年間何ば削りよんねやな。そんな大した何億円というような金と違いますやろうな。それぐらいな金額までも削らんんだら、太子町の財政はもたんのんですかというて聞いとんねや。争点をぼやかしてもろうたら困んねや。再度答弁を求めます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 暮らしと工事という表現で、そのままとらせていただければ、工事も暮らしに密着したものでございます。命ということであれば、もちろん若干表現的には違うんですが。ただ私どもの考え方として、やはりプライオリティーどこに置くかということで、上田議員は、命といいますか、暮らしにもっと重点を置けというような、もちろんご指摘だと思います。太子町の場合は、工事はもう非常に抑えた状況の中で、そして福祉面をできるだけ落とさないといいますか、引けをとらない状況に太子町としては取り組んできたつもりでございますので、今回でも補正で国保会計に1億6,000万円余りの一般会計からの繰り入れということを見ていただいても、これはやむを得ないということで、太子町としてもそういう判断をして繰り入れしているところでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ほんまに、てんびんにかけれないっていうものの、暮らしが逼迫して

くる中での負担、また経費、いわゆる費用をどうっていうことは耐えがたいものがある中で、住民福祉の向上っていうことは地方自治の本旨ですから。だから、何を、何に照準を置いて、いわゆる貴重な税金を何のために使うかっていうのは政治なんです。その政治をどういうふうにかじをとっていくかということで福祉や医療や介護に今こそ支援の道を開く、拡大する、そういうことが大事だという姿勢に立てへんか言うトンやね。そういうことが、いつもいつもの状況じゃない。

しかし、国保なんかは何でこうなるか言うたら、1984年からもう変わっただけですけども、医療費に係る国庫負担が、45%から今30%台の前半なんです。そういうような状況をつくり出して、国がどんどんどんどん切ってくる。それに行政が、そりゃ国が決めたことや、悪法も法なりと、こういうことで、追従してくるようなことが繰り返されてきて、今日を迎えただけですわ。後期高齢者もそうなんです。制度的な欠陥でどうにもならんような状況で見直し見直しをしても、まだ欠陥は欠陥だと。こういうようなことの中で、国保もそれにも負担がかぶさっとる。ゼロ歳から全部にかぶさるんやてね、前期は、後期に対して。

そういうようなことで負担が大きくなってきている中に、今こそ健康で長生きができる、安心して老えられる社会をつくること、これが町の町是になるぐらい考えなあかんの違うんですか。ほんまに住み続けたい町、総括でも言おうと思ってますけども、住み続けたい町というたらそんな町、安心して老えられる町なんや。

だから、そういう面からいえば、この国保なんかは太子町がこのかわいでは一番高いと、こういう国保税が高いと言われるような状況で、給付に見合う負担というて、だから給付に見合う負担を押しつけとんやがな、国庫負担の関係も。どんどんどんどん改悪に次ぐ改悪ですよ、貧乏人は死ねということですから。そういうようなことを少しで

も自治体の努力で対応することが大事じゃないかと、こういうことだと私は思うんです。だから、社会保障の一環としてできたものです。相互扶助って言うてごまかしよるけども、社会保障、皆保険、そういうふうにできたもんなんです。そういうことを忘れて、今ごろどんどんどんどん制度もゆがめて宣伝をする、こういうことの中に問題点があるんだから、恒常的言いましたけども、本当に町が一般会計、別の懐から出してこっちやということやけども、支えることが大事やということと、少なくとも早期に発見して早期に治療が行えるような基盤をつくる、そのためにはお金はいとわんということがあっても何ぼもかからへん、それこそ。そやからそういうことをやらないと、ここでやっぱり医療が高騰すれば個々の会計ですから膨れ上がると。違うんですか。そういう施策こそ大事なんだということを私は言よんです。その点どうですか。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 私桜井議員のご意見を否定するもんではございませんし、早期発見早期治療というのが当然のことでございます。先ほど部長も申し上げましたとおり、人間ドックという言葉自体はなくなっておりますが、ほぼ同じ内容で特定健診と特定保健指導等もやって、メタボ対策ということで、ご案内のように、糖尿病対策等にでも取り組んでいるということでございますので、住民福祉の向上のために太子町としては法の中のを守りながら、できるだけ太子町の住民の方々の住民福祉の向上につながるよう施策としては取り組んでいるつもりでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第4 議案第42号 平成20年度

兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第4、議案第42号平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これにつきましても、今の介護利用の動向、住民ニーズにこそこたえないといけない会計でもありますから、認定者を含む、本当に使いたいときに使えるような状況が確保されないといけないんですけども、今の利用動向はどうなんですか。一応今回は財源更正ということでのことが多いんですけども、この点については、この会計のこのところで伺っておきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 介護保険が平成12年に始まりまして、3年ごとの1期、2期、今3期目でございますが、1期、2期のときは当初伸びというのが非常に急激な勾配を示しておったんですが、この3期に入ってまいりましてからは安定といいますか、制度的に定着をしてきたという感が強うございまして、利用の動向、また認定の認定者数につきましても、認定率で本町で13%台だったと思うんですが、対象者の13%台が認定者数という格好でございますが、あとのサービス利用につきましてもそういったことで、ここ平成18年以降急激な伸びという形は示しておらない、微増といったところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 ちょっと勉強不足でこんなこと聞いて申しわけないんですけど、介護で新聞等にでも出てますけども、いわゆる老人が老人を介護するということで、主人が妻を

殺した、妻が夫を殺したとか、それから母親を殺した、親を殺したとか、それは何のためやというたら、介護に耐えられんというようなことが出とるんです。広坂でも70過ぎの人が親を面倒をみとうという……。70大方向ってますね、人がありますけれども、あの人ら見とったら大変やなというのはあるわけなんです。太子町の場合は、そういうことが起こるような状態ではないですか。ちょっと勉強不足で分らんので、それだけお聞きしときます。太子町は大丈夫ですよ。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 介護の全般にわたりまして、また老人福祉全般にわたりまして、今地域包括支援センター、さわか健康課に置いとるわけですが、そこで包括的な相談体制は引いとるわけでございます。中にはそういった介護に絡むところの、一般的に言います虐待といったような事案等も、そのセンターで吸い上げておるところでございまして、本町の状況では、これまで数としては、ゼロではございません。ですから、やはり全国の状況といった面も我々は頭には入れておるわけでございますが、やはりそういった悲しい事件にならないように、日常の地域包括支援センターでの相談業務を中心として、またそれぞれ高齢者宅を訪問しながら、また各地域の民生委員さんとの連携の中で、そういったことを未然に防ぎたいということで頑張っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、いじめとか、それから虐待とかというのはこれはもう論外の話で、その話じゃないんですよ。

この間もある裁判を見とったんですけれども、裁判長が、子供が親を殺したと、ただし執行猶予をつけましたね。その実情を聞いてとったら、どこの支援もなかったと、行政からも周囲の支援もないと。もう非常に涙ぐましい介護の結果、やむにやまれず親を殺したということで、裁判長がかなり論して、刑の

執行を猶予するような、これは実話の話ですからね。

そういうのを見てると、何で日本ぐらいな、ある種東南アジアでも世界に見ても、そんなに貧乏な国でない国において、そんなことが起きてくるんだらうなというのは私は思いをするわけなんで、少なくとも我々が住んでおる太子町においてはそういうことが起きないだらうなど。私勉強不足で、その辺が大丈夫やというようなこともよう言わんもんで、この場をかりて、老人介護ということについて安心はできるような施策をとっとるよという回答をいただきたいと思うて質問しとんですけれども、いかがですか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 繰り返しの答弁になりますが、やはりそういう事態が起こらないようにということで包括支援センターがございまして。何も相談を待つのみではなしに、やはり地域からの情報も仕入れ、収集もしといったところで、やはり日々の把握といったことが大事ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

#### 日程第5 議案第43号 平成20年度 兵庫県太子町老人保健特別会 計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第5、議案第43号平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほどの国保での答弁でも

ありましたように、後期高齢者で選択をして国保に残る、老人保健でかかる、そういうようなことも答弁にありましたけども、太子町におけるこの動向というのは、実態、動向について説明してくれますか。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 撤回者の内容かと思いますが、お答えをいたしたいと思います。

撤回者が78名ございました。そのうちの62名の方が国保加入ということで、この年度を境にそういう人員が動いたということで、ご報告させていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

**日程第6 議案第44号 平成20年度
兵庫県太子町後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）**

○議長（北川嘉明） 日程第6、議案第44号平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

**日程第7 議案第45号 平成20年度  
兵庫県太子町墓園事業特別会  
計補正予算（第1号）**

○議長（北川嘉明） 日程第7、議案第45号平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 太子町の墓園も完成して十何年たちますけれども、時計台が、この間も言いましたけれども、ちょくちょく壊れるわけです。私JRへ行って、JRの時計は何でめげへんねやというて聞いてきてんやで、あのホームにあるやつが。さあ、そりゃめげまへんて言うて。全国に何十万というてあるらしいけど、めげへん。めげるということは非常に珍しいって。何であの太子のあっこはあないにめげるんや、しょっちゅうめげて。ほで1回の修繕、十何万円でしょ。どこのメーカーでだれが発注してあんなもんこさえたんや。修繕代で新しいのもうできとるで。ほで、うち1,000円の時計こんなやつ買うてたけども、あれでも電池入れかえたらまだ5年も6年も全然壊れんと動いとんねん。あんなんこそやっぱり発注した者の責任とってもらわなあかんわ、責任持って発注しとんやもん、これがええ言うて。それがどこで買ったん、二束三文ばち物みたいに故障ばっかりするような時計は話にならん。ちょっと説明してもらえます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） この質問も本当にどない答えるんですかいな。私もすべての機械物等々、すべての物で故障しない物があればそれを購入したいというのは、これはもうだれしも一緒のことです。でございますので、購入した時点では、やはりその商品が一番いいだろうということで購入しているつもりであります。一度本当に故障しない物があるのであれば、そうした物をご推薦お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 ごつついあんた町長になった途端に開き直りやんか、それは町民の信託を受けたはかい。僕は故障のしない物何か

言うて、絶対故障のない物なんか言うたことないで。しかしやね、あれつけてから何年になるやな。その時計が何遍故障しょんじゃ、そしたら。一遍調べてみないな、そしたら。時計がそんなにめげるもんか。ほいで、何でっせな、太陽の受けてやる最新のやつでしかないかいな。別にこんなことで時間つぶすつもりないけども、しかしだれが考えてもおかしい、そんな故障するような物を。ほんな、メーカーと何と一遍調べてみなはれ。例えば車でも、トヨタとか日産とかというんならそりゃそういうメーカーやからはっきりしとうけども、僕はどうも分からん。僕はそやからメーカーにあれどないなとんとやと、補償問題も言うてもええぐらいやと思うてんやで。僕やったら言うわ、あんだけ故障したら。答弁要りまへんわ。

（「いつの時点でまためげるという状態」の声あり）

この間。

○議長（北川嘉明） 暫時休憩します。

（休憩 午後1時57分）

（再開 午後1時57分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（首藤正弘） この件について、やはり参拝者の皆さんからのご要望を受けてあしたものを設置したという記憶がございます。そうした中で、この修繕等々大きな金額が支出されております。一度、購入等々、いつの購入で、どういう修理をしてやったものかははっきりと調査し、そして、もし新しい物に取りかえられるのであれば、そうしたものでも考え、15万5,000円ですか、大きな金額であるというのも私も思うところでございますので、一度調査をしてみたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 ついでに言うときますけど、あそこの街灯もそうですよ。この間も言うたと思うんやけども、もう5時ごろについてうわけですよ、街灯全部が。そりゃおかしいと。地球温暖化や何やかんやも含めて、やっぱり、あれ街灯9つぐらいついてます、水銀灯が。写真撮って僕は渡したかな、写真撮って置いてありますけども、ついてますから。この間言うて、それは多分直ったんですよ。だから、言わな直らんじょうや困んねや。僕はずっとあっこに管理しとうわけでもないんですよ。たまたま通って見て、たまたまあそこへお参りに行って、友達が入っとるからお参りに行って見たというだけで、管理しとる者は、例えばあっこ門扉閉めよう人は毎日行っとんやから。だから、毎日見とうはずなんや。だから、そういうことを言うとなで、細かいことをごとごと言うとなと違って、もっときちっと、管理なら管理をきちっとさせなさいよと、しなさいよということ言うてますんで。こりゃ答弁要りません。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第8 議案第46号 平成20年度 兵庫県太子町下水道事業特別 会計補正予算（第1号）

○議長（北川嘉明） 日程第8、議案第46号平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この起債で、私はできる限りこういう高金利のものについては早く償還をできるように、門をたたかなんだらいけないと言うてきたんですけども、今回の借換債

の追加と償還ですが、これで5%、それから7%以上それぞれありまして、資金運用部資金とか、いわゆる公営企業金融公庫、それぞれのところから借り入れているわけですが、これで7%以上は消えるんかいね。どういうことになりますかね。その辺のところは、残との絡みで説明をしていただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

現在、下水道の事業費の中の下水道債につきましては、7%以上はございません。この4億1,920万円は公営企業金融公庫が9件、5.3から6.15の利子です。それと、財政融資資金5件で6.05から6.6%ということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ほれで、あと残っとんのは。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

21年度まででございますけども、21年度で残っておりますのは3件、約1億2,000万円ということでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

**日程第9 議案第47号 平成20年度  
兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）**

○議長（北川嘉明） 日程第9、議案第47号平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に

提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 下水道会計と同じようにこれ説明してくれませんか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） これにつきましては、要は同じ起債の中でかぶっているものです。ですから、前処理場のほうでは財政融資資金が3件、利率も6.05から6.6、それと公営企業金融公庫4件、5.3から5.6。

それで、今後につきましては、先ほど言いましたのが前処理場とかぶっておりますので、特に前処理場と下水道との区別は現在分かりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

**日程第10 議案第48号 平成20年度
兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）**

○議長（北川嘉明） 日程第10、議案第48号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、今桜井議員が尋ねた下水道で尋ねたように、この上水に対しても金はこれどこで借って、金利は何ぼで、何ぼぐらいあるんかな。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 上水につきましては、借換債は今回の補正ではございません。

それと、借りている金額等の詳細につきましては、決算のたしか、公営企業の19年度の決算の明細には一応概略の数字は出ております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

**日程第11 議案第49号 糸井・矢田  
部地内客土工事委託契約の  
締結について**

○議長（北川嘉明） 日程第11、議案第49号 糸井・矢田部地内客土工事委託契約の締結についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 何点かちょっとお尋ねをいたします。

まずは、私はこの工事につきましては非常に大きな工事であると認識しておりますし、当然のことながら太子町においても多くの方が関心を持っておられると、このように認識しております。

その中で、まず1点目は、随意契約で、太子町と兵庫県土地改良事業団体連合との締結とありますが、この工事は土壤汚染の原因当事者、東芝さんと太子町のこういった協定というんでしょうか、話し合いはどのようになっているのかということがまず1点お尋ねしたい。

それから、2点目は、該当農地なんですけれども、糸井地内で16筆、矢田部地内で26筆とこのように説明を受けております。この中で、地権者への説明会及び各地元自治会への説明を含めまして、過去に何回お話をされ、また合意を、多分得られていると思います

が、その中でこういった想定される現時点での問題点の整理等はどのようになされているのかということをお尋ねしたいと思います。

3点目は、太子町としてこの工事に関係する問い合わせ、工事期間に入りまして、そういった中で、また不測の事態を含めた町の専用的な窓口というんでしょうか、そういう対応する部署を設けられるのかということをお尋ねしたいと思います。

4つ目は、搬出土壤7,722立方の搬出先は、また搬出土壤の質と量の確保は大丈夫なのかということでございます。

なぜなら、私も農家を営んでおりますけれども、やはり米づくりは土づくりかと言われております。どんな土でも入れていいというものではないと思いますので、その辺のかなりの量の土を入れられるわけですが、その辺の手配等もお聞きしたいと思います。

最後になりますけれども、この農地の土壤の掘削の深さは一応何センチに考えておられるのかということで、以上5点をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず、これまでの経緯でございますけれども、やはりこれまで毎年玄米調査ずっと続けてきておりました。昨年度の検査結果は、今年の1月に委員会で報告させていただいたとおりでございまして、雨が少なく、また珪カルですか、その散布してから期間がたっておりまして、割合高い濃度といえます。ものが出てきておりました。

そうしたことから、やはりある程度恒久的な問題が必要になってくるのではないかという話が当然、役場を含め県を含めた中での協議の中で進んできております。そうした中から、東芝さんが決断されて工事費を出すといった中から、今回のこういう形でできております。ですから、そういう協議の中で、ほぼ協定といえますか、そういう話ができました時点で、町としましても、やはりすべて直営

でということは現実的に対応しにくいので、県土地改良事業団体連合会のほうに委託をできるのかどうかという調査も、その中で並行して進めております。そういった中で、今回こういう形で委託契約の締結ということで上程させていただいております。

それと次に、地元関係者、地権者の説明でございますけれども、これにつきましては基本的に農区長さんを通じて説明をしております。そういった中で、今回すべての、いわゆる工事をする土地につきましては、すべて了解いただいて休耕をしていただいております。

それと、専用窓口を設けるのかという話なんですけど、これにつきましては、やはり工事をやり出したら、そのときには当然工事看板等を立てるわけですけども、それには当然太子町の関係部署の表示が要ってくるといったことから、そこに十分表示される。

また、これまでの経緯の中で農区長さんにはそういう話もしておりますので、当然産業経済課が窓口になるといったことでございます。

それと、搬出先でございますけれども、これは前回の一般質問でも申し上げましたように、神戸の神出処分場に搬出する予定でございます。

それと、搬入土壌の質及び量ですけども、質につきましては、やはりある程度表土といえますか、それが見つかった時点で検査に出してカドミウムの量を調べております。

それと、量につきましては、今現在東芝さんが確保中でございます。

それと、今回の工事でございますけれども、表土の除去、除去というんですか、それにつきましては、一応20センチを考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 せっかく工事をされるわけ

ですけれども、私は20センチという深さで本当にこれで解決は可能というふうに認識はされているんでしょうか。それだけちょっと、1点だけ、再度お尋ねします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 掘削の深さの件でございますけども、前回53年ですか、53、54とやったときの工事でも一応20センチをめどに、また土壌のカドミウムの検査につきましては、土壌中表面より15センチまでの土壌をもって検査をするようにという判断が出ております。ですから、20センチあれば十分ではないかと。

それと、また別の資料には、生野とか自然といえますか、そういう長い年月をかかっている蓄積の場合には深くなる可能性は強いですが、今回太子町の場合には期間が短い関係上、また農業試験場なんかの意見も、当然20センチであれば十分だという意見でございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 今の関連しまして、対象者の糸井地内が16筆で矢田部が26筆ということで、参考資料にもこの地図に出ておりますけど、青と緑で。現実に地域的に見ると、実際は太子町のそういう土壌入れかえということですけど、所有者についてはこれどんなんですか、同じ16筆、26筆についても重なってる人もおると思いますし、それと姫路市、勝原区大谷等に居住されてる方もおると思うんですけど、その辺についての対象の区分けが分かればちょっと教えていただきたいのと、それから、これについては1年に1回ぐらいそういう検査の結果というものが我々のほうにも提出はされてると思うんですけど、今回これについてちょっとその資料が出てないんですけど、穂先検査で、例えば基準値が今回についてはこの対象についてはどれぐらいであったかということ。そのことについても、ち



よっとできましたら教えていただきたいということ、一応以上をお願いします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） その参考資料の中の図面ですけども、この中には当然矢田部のほうで大谷の方の出作とか小作がございます。それについては詳しい資料は手許に持っておりませんのでちょっと分からないんですけども、今回のこの事業につきましては、当然所有者と、いわゆる現在つくっておられる方、耕作者の両方につきまして了解を得て実施いたしております。

それと、玄米調査でございますけども、去年の19年度産米につきましては0.4ppm以上が、この1月の委員会に報告させていただいたんですけども、6件か7件か、たしかあったように記憶しております。ですから、数値もそれに出ておりまして、ちょっと細かい、その資料をちょっと手許にございませんでちょっと分かりませんが、6件か7件かあって、最終的にはいろいろ協議した中で、東芝さんも決断されたというふうになっております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

○村田興亞議員 今の検査結果もお聞きしましたけど、例えばこれ毎年というか、それで検査でされと思うんですけど、以前の立岡とかそういうときにもいろいろされて、ほとんど検査結果でもぼつぼつと出るというようなことは聞いておりましたけど、今回のこの対象土地については、例えば具体的に、ずっと検査数値でいつごろからがこの内容が数値として出てきたかという把握は、大体把握されてるんですか、その辺についてお聞きしたいと。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 私も余り詳しくは、過去のことはちょっと分からないんですけども、平成7年ごろから玄米調査、いわゆる出荷米調査というんですか、そういう調査をずっとやられてきていると思います。で

すから、それで19年度におきましては、先ほども言いましたように、水が少なかったのと珪カルの散布から年数がたってましたので、いわゆる吸収しやすい状況にあったといったことから、6件か7件かの0.4以上が出てきたと。食糧法上は、1以上は絶対出荷してはならない。ほれで食糧庁は0.4から1未満については、基本的には食糧としては出荷してはいけないという判断をしておりますので、今回0.4以上がちょっとありましたので、その協議の中で、珪カルをまくかどうかといういろいろな議論の中で、最終的にはこういう排土客土になったということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 いろいろ特殊事情があって随意契約をされたと思うんですけども、それにしてもこれだけの金額ですから、ここの団体の会長さんだれがしとんか、それから役員がだれがおるんやと。それから、少なくともこういう事業を委託するということは、過去に相当な実績があるからそうされたと思うんですけども、その実績について教えてほしいと思うんです。といいますのは、インターネットで検索してみても出ませんので、ちょっと分かりませんので、お聞きします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 会長さんは現在、西村何とかという衆議院議員の方でございます。それで、今現在政務次官になられておりますので、一応会長が務められないということで、会長代理として副会長の石川洋太郎氏がなれております。

それと、役員さんにつきましては、参事とかという方がたしか県のほうから、定年になって入られてるというふうに聞いております。

それと、実績につきましては、まだ私のほうもそこまで調べておりませんので、土地改

良事業団体連合会といいますのは、土地改良法によりまして社団法人として認められた全国組織の各県に1つづるある全国的な組織の団体でございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 ほな、今はやりのいわゆる天下りの先の外郭団体の一つということか。いや、メンバー見よったら、どうもそんな感じがするんやけども。そりゃ分からんことないわな、権力握って、許認可握っとうからな。まして毒ちゅうなものをいらうんやはかに分からんことないけど、民間はちょっといらえんような感じがするんやけども。だから、その辺は僕は役員の経歴を見たら、大体その会社だろうが会だろうが、おおよそ見当つきますよ。だから、聞きよんで。会長さんは何とかの何とかというて言われた、国会議員らしいけども、あと役員連中がどんな名前前で連ねとんか。これほんまに調べててわからへんのやわ。で、おかしんやわ。まして何とか、財団法人とかなんとかやったらオープンにしとらないかんさかいに。それ出してくれる、ほんなら、後で。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、今質問のありました分につきまして、あすには提出できるように準備したいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 先ほど土20センチをのけるということだったんですが、ちょっと全くもう20センチでも大丈夫だということで、先ほど専門機関もそういうことだということをお答えになったんですが、全く、率直にちょっと単純に思うんですが、私も子供のときから田んぼもやったことございますけども、そうすると泥の深さどれぐらい、田んぼをつくるときに土、下の部分が上に入れかわったりするかというと、20センチで果たして本当に大

丈夫なのかなと率直に単純に疑問として思うんです。それで、ということは20センチより下の土は機械で耕しても上に上がらないということなんですか。その辺は本当に安全なんですか。

それで、また農区長様たちにもそういうなこともきちっと、20センチだけ変えるんですよというようなことも言われて相談されてるのか、その辺も、その現場の農区長さんたちによく意見を聞かれるべきだと思うんですが、その辺はどんなもんですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 一般的にトラクター、耕運機のつめといいますのは多分20センチ程度であって、軸まで多分掘削というんですか、耕起、耕しはできないというふうには思います。

それと、もう一点ありますのは、53年、4年に工事をやりましたときに、当然そのときも20センチで、いわゆる排土客土をやっております。それにつきましては、基本的には今現在も問題なしというふうな状況になっておりますので、まず問題はないというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 耕すとき、やった方は分かっていると思いますが、手の持ち方によって深くなったり浅くなったりいろいろございますし、私は20センチより深い土が上に上がり得る可能性は大いにあると思っております。それで、先ほど部長は農区長さんと相談するかもしれないと、そういうなことはお答えになっていないんですけれども、私はぜひその辺のことをよく、実際に田んぼをつくってっての人と相談されて、本当にこれで安全かななど。今のことから推測すると、要は20センチまでの土だけ変えたらええと、それより下は、もし問題がある土があっても上に上がらんというようなことではないかと思うんですが、現実的には私はもうそういうことでは決してないと思います。だから、20センチより

下の土が上に上がらないということは私はあり得ないと思いますので、実際に農業をやっている人たちとよくその辺もう一回話をしていただきたいと、私は強くこの点は要望します。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 農区長さんとも1回相談してみたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 この工事をしていただくのは結構なことです、農区長とか田んぼの地主の方ということで相談をされてるということとでいろいろと答弁聞いておりますが、そもそも原因を起こしたのは東芝でしょ。それと、この矢田部とか糸井だけじゃないんですよ、太子町の米は汚染をされてるという悪評がありますから。事実私も米のことについては携わっておりますけど、そういう悪評は過去何年も聞いております。ただ、太子のその場所はそういう場所で、あとは大丈夫なんだよということを説明はしておりますが。まして、きのうきょうじゃないですけど、事故米ありますね、三笠フーズの問題、テレビ等でもうわうわう言うてますわ。それと同じことに近いですね。太子町の米は汚染されてるという悪評が過去根強く伝わっておりますよ。風評は出てますよ。

だから、いち早く原因者負担で、やはり今通産省から先日も出てましたね、回覧板で配ってました、電気工事で商品はこういうんで、欠陥商品ですから回収してくださいとか、申し出てくださいと。先日もナショナルの何だったかな、乾燥機ですか。やはり、それだけの一流メーカーはそれだけの原因者負担で、今回は無料負担のあれでしょ、ナショナルやってますやんか。

今回で天下の東芝さんが、さんをつけさせてもらいますけど、太子町についてはいろいろ

ろと貢献していただけてますけど、だけどころいう、先日も神戸新聞から各紙、汚染された名前は定かでは、私は覚えてませんが、2万6,000倍も土が汚れていると、そういうもあるということを各紙で報道されてますね。だから、そういうことを東芝さんが責任を持って、メーカー責任として太子町のこの地域は改良してますと。それ以外については、水の流れです、簡単に私の解釈ですけど、水の流れで下とか横というのは、下は被害をこうむる可能性はあります。けど、水の流れの違うところで田んぼの被害はないと思いますけれど、やはり太子町のど真ん中ですから、その周辺が汚染されて通常の工事にかかるというふうなことでは、これはもうありがたいことですし、一日も早くしてもらいたいんですけど、その前に太子町の米はそういうことは心配ありませんよとメーカー責任として公表するべきでないですか。で、そういうことをしておいて工事に入るというのが本来の常道だと思いますけど。

ましてきのう、きょうじゃないですけど、それだけのテレビであんだけ事故米、ここの矢田部というんか、今部長言うてましたけど、米についてそういうな汚染されてましたというようなことは今答弁の中ありましたけど、その米の行方はどうなったんですか。それまた事故米のどっか行っとんですか。そういうことも考えられるでしょ。もう本当にこれは、今回一番大事な時期ですから、だからその辺のことを、まず先整理しておいて、近隣住民に、安心できるお米ですよと、それについてはこういう工事をさせてもらうんですよという説明が要ると思うんですよ。

地域のせんだっての2万6,000倍の何かというやつについては、周辺の住民については説明しましたと。そりゃ当たり前のことですよ。それより、太子町の東芝の工場というのは全国でも有名ですから、皆ちょっと東芝というたら太子にあるなということで、よくご存じですよ。太子の米の、東芝2万6,000倍汚染されてると、神戸新聞の記事だけだと2

万6,000倍汚染されてると、それだけの記事でしたよ。朝日については、それについては心配ありませんというようなこともちょっと注意書きありましたけど。それがもっと大事だと思うんです。だから、それをして、その後、工事にっていくというのが本来の姿勢ではないかと思うんですけど、それについていかがですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず1点目、悪評について私は聞いておりません。

それと、汚染米はどこへやったと、どう処分したのかというご質問ですけども、これにつきましては、この1月の委員会で報告させていただいております。

それと、汚染米について、先に住民にといいますか、関係者に知らせ工事の説明をすべきだということですけども、これにつきましては先ほども言いましたように、農区長さんを通じて関係者の方にお知らせし、とれた玄米調査をした中で、その都度報告いたしております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 部長、悪評被害あなた聞いてないということだったよね。本当にですか。太子町の米は汚染されとるというようなことは、もう何年も前から言われてますよ。それは、東芝の水の流れのあの矢田部の辺やということは僕は言うてますけど。姫路の方から、私米を納めとうとっからでもちゃんと聞きましたよ。そんな話聞いてないというようなことやけど、そういうことは下々の間では十分伝わってますから。

それと、僕はさっきから言うように、太子町のカドミとか、それからこの間の新聞報道ではないですけど、東芝の関係で土が汚染されてるということは、そういうとこで神戸新

聞からあれでしょ、全部報道されてるわけでしょ。だから、太子町のたとえ一部といえども、汚れてるということだけは、太子町の周辺の人は、太子町の東芝と限定しませんよ、太子町のということになりますからね。

だから、農区長さんだけに説明しとんじゃなしに、私の言うのは住民の方に太子町の米は安全ですよと、そういうことをまず知らせるべきでないですかということを言よる。だから、一部の地域だけでなしに太子町の回覧にちょっと町報にでも広報されたいかがですかということを言うてるんですよ。で、またするべきであると言よる。それに費用要るんだったら、原因者負担の東芝に責任を持たせたいいんでしょ。そういうことを僕は言うてるんですよ。

住民には事故米をあんた委員会で報告した言うけど、私の言よんのは、このきのうの三笠フーズじゃないですけど、どっからどう入ってどないかになって食料に、いやしょうちゅうというんか、食品に使われてるでしょう。だから、そういうことが、テレビでわうわうやってますやんか。だから、そういうことを一掃する必要があるんじゃないですかということを言よんですよ。私は住民に対してですよ。私ら委員会に対して、私は議員で皆さんに報告に回らなあかんのですか。そりゃ、回るべきだったら回りますよ、安心ですよということを。だけど、私原因者負担である東芝が、そういうことは心配ないですよということを知らすべきでないですかと言うとんのじゃ。

座ったら、物言う回数があるから言うてますけど……。

○議長（北川嘉明） 簡潔明快に質疑してください。

○嶋澤達也議員 だから、そういうことや。あなたが変な答弁をするから、尋ねなあかんのや。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほども言いましたように、悪評については聞いておりま

せんし、一般町民、住民からそういう話も産業経済課のほうでは聞いておりませんので。何も聞いてない中でわざわざそういう報告、広報等で流すのもいかがなものかというふうには思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それはおかしいよ。常識的に、前からトリクロロエチレン、それから、今度はカドミ、太子の米はというて言われますやん、そんなことは。あんたらが知らんだけじゃがな、何を言うтонどい。そういうことをはっきりしとかいけな。

ただ、安心できるということを公言できるかどうかなんよ、問題は。できなかつたら、公表しないちゅうことになるんや、実際は。その辺のことが確信があったらちゃんとしたらええ、広報にちょっとぐらいのこと書いたりして、住民も対外的にも安心できなあかねや。

ただ、今の、先ほどの三笠フーズのことでないけども、事故米がほかに使われとるといようなこともあるんやから、どこへ出たからどうなったというのは非常に分かりにくい、ごまかしが日本じゅう横行しとんやから。だから、安心して下さいということがあって初めて太子の米はなるんや、当たり前のことちゃがな。それをはっきりしといてくださいよ。

それで、今村田議員も聞きましたけど、この地図で見ても、昨年度はたまたま稲作で、よく中干しする人とまたそうでない人とのつくり方にもよると言われているような稲作の中では、よく中干したら稲も吸うんやといようなこともあるようですけども。ちょっと46年から振り返って、この地図に排土客土やったところ、それから天地返しで対応したところ、珪カルで一時しのぎを今までやってきたところということをきちっと整理をして、ほで後の残った田んぼはほんまに大丈夫

なんかと。

ほで、この飛び地飛び地が今回あるでしょ、糸井なんかで。おおよそこの線路南にまで出てるわけです。だから、それから南については行政が違うから関係ないんやと、姫路市は姫路市で勝手にやんなはれと、こうようなことをこの間言ったんだけど、やっぱり上からだんだんだんだん汚染土壤が移動していくと。それも水口と落としとは若干違うと言われているというのは前に言いました。

もう一方で、もう立岡、矢田部でもかなりのところが宅地化されてる。それで、宅地化されたところはええがなというて前にも言うたことがありますわ。だから、そういうことを含めて、今あいてるところで後にこういうことの問題は、まず起こらないと保証できますか、これで。未対策のところはないということになりますかということと言よんじゃ。それだけはっきりしてほしいと思うんです。

この事業でカドミに関しては完了と言えるんかどうか。これは、46年当時からもうこういうことを論議してるわけですよ。これで安心かというたらそうでないことが起こつとんやこれ、現実的に。それほど汚染するということは大変なことになるわけですよ。会議録何ぼくともうても、そういうことは何回もあります。だから、そういうことで安心できるかどうかがこの工事を通じてどうか。

それから、搬出土壤は、どこの処分場と言うたんかいね、もひとつよう分からんけども。どこの処分場へ、全量7,722、予定のものは出すということなんやね。それも確認しときたいと思います。

それから、これまでの汚染米はJAということなんやけど、実際どこ行ったんかいね、ほんまに。追跡しとかなんだら、大きなこと言われへん。それちゃんとしとんやね、太子のこの米はどこへ行ったというて。そこらも言えてこそ、社会的には信用が担保できることになるわけです。そういう点からはっきりさせていただきたいと思うんです。

ただ、契約の相手方の者については、役員

等はあした提出するということですから、あしたに質疑はその部分は残しますけども、すべての理事、やっぱりどういうところからどういう形のこれの役員になっとるか。土地改良というのは一番前々から問題です、選挙を通じて、ほんまに。特定の候補者を応援したり、何者かということになるんよ。だから、はっきりしてもらわな困る。ほいで、そこに金が落ちていくような仕組みに加わることは問題だと思うんです。

そういうことと、それから私は今20センチということと、今も論議もありますけど、20センチが安心かというたらちょっと微妙じゃないんですか、今までがそうですから。微妙なことは、さらにこういう機会に、どこまでとるかというのは、またそれは微妙なんやけどもね。けども、後に安心できるだけの排土、ほで客土をやると、こういうことでないといけないと思うんですけども、その点についても説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

たくさんお聞きしましたんで、ちょっと抜けたら、またお願いしたいと思います。

まず、今回参考資料の着色してないところについては安全かという話なんですけども、これにつきましては、今後やはり3年ないしはそれ以上でも玄米調査しながら検討していきたいというふうには考えております。その中で、また0.4ppmが出るようであれば、その時点で排土客土をするのか、そういう旨を検討していく必要があるというふうには考えております。

それと、最終処分場、汚染といいますか、ちょっとカドミが入っております汚染土につきましては、神戸市西区の神出、神さんの神と出るという字を書くんですけど、神出処分場というところに持って行って処分をするという予定になっております。

それと、今回もそうですけれども、汚染米0.4以上出た場合につきましては、それをす

べて回収しまして、焼却処分をしているというところでございます。

それと、排土客土の20センチ、これも先ほど言いましたように、土壌のカドミの調査、検査につきましては、いわゆる地盤から15センチということでの検査をなさいますということになっております。また、過去の間緯でも言いましたように、過去の排土客土におきましても20センチということで実施いたしております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 姫路の飛び地。

○経済建設部長（富岡慎一） 前にも言いましたように、やはり太子町としましては、姫路市さんに対してどうこう言えるものではないというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） すべての理事とかのよったけど、それどないするん。

（桜井公晴議員「当初どういう対策をしたか、それちょっと地図で整理してくれへんかと言うただけや。既に済んでしもうとる、住宅にしてしもうとるところもあるけど」の声あり）

○経済建設部長（富岡慎一） 済みません、申しわけありません。

過去の46年で出たわけなんですけども、現実的には53年、4年と、いわゆる排土客土、天地返し等の工事をやったわけなんですけども、これの各地域によつての排土客土、天地返し等につきましては、図面等が残っておりませんので多分分からないと。区域については、おぼろげながら分かるといった状況でございます。

区域につきましては、現在の農地であればあらかた分かるというふうには思ひます。

ですから、これにつきましてもすぐにはできませんので、あすにでも出させていただきますというふうには思ひます。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありせんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほど来の汚染米の話なんです、過去3年間ぐらいでいいんですが、その汚染米の行方というんですか、どこに行ったか、ちょっとお教えいただけますでしょうか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 少なくとも0.4ppm以上に出た分につきましては、すべて焼却したというふうに聞いております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第12 議案第50号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第12、議案第50号 地方自治法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なし。

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第50号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第13 議案第51号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（北川嘉明） 日程第13、議案第51号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第51号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第52号 太子町ふるさと応援寄付条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第14、議案第52号 太子町ふるさと応援寄付条例の制定についてを議題とします。

本案については、8月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 この太子町のふるさと応援寄付条例の制定でございますけど、ふるさとへの思いを持つ方やまちづくりに共感を持つ方の寄附金を広く募るということですけど、仮に、そういうふるさとを遠く離れた方に対

してこの条例について周知徹底する場合どのような方法を考えているのかというようなことと、それからこれに対して、例えば、条例そのものでは具体的にあれしていませんけど、規則等であれされるんかも分かりませんが、金額的に、例えば幾らでもいいのか、その辺が、基準というのが分からないわけですけど、そりゃ寄附だからそれでいいんでしょうけど、そういう基準的なものは考えられておるのか。

それと、これに寄附することによって住民税とか税額の控除ということもあるわけですけど、それはそういう寄附された方に対してそういう書類等を発送し、本人が、例えば市とか在住しているところで持って行ってするのか、それについてはどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、寄附の受け入れの募集の方法でございますが、これはインターネットや広報紙、そしてチラシ等を作成いたしまして、東京のそういう県人会とかいろんな同窓会、そういった会合があるところへお配りをさせていただいて募集を募らせていただくという形を考えております。

それと、金額につきましては、参考資料のほうの規則のほうに、1口1,000円とするという形で寄附を募らせていただきたいということでございます。

それと、控除の方法につきましては、やはり寄附の申し出がございましたら、そういったものの書類をうちのほうで、相手方に確認いたしまして、関係書類は送らせていただくんですが、正式にその寄附が入ったのを確認いたしまして控除の証明書を発行するという流れになると思います。

○議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

○村田興亞議員 それと、例えば寄附を受け付けた場合、こういう寄附ですから匿名とかそういうこともあると思うんですけど、特に名前の匿名希望がある場合は別として、名前の表示とかという場合については町で、その

辺はもちろん管理はされてると思うんですけど、一般の我々にはそういうあれが分かるようになるわけですか。その辺はどないなる予定ですか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 一応募集を、寄附の申し込みをさせていただくときに、匿名か氏名公表か、そういったものも確認をさせていただいて、一般的な広報とか、そういうホームページで寄附者の方の公表というんですか、そういった形をとらせていただくということでございます。したがって、一般の方にも、どなたが寄附されたかというのは分かろうかと存じます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これでどの程度を期待するかやね。どこともがいろいろ鳴り物入りで一応はしたんやけど、どの程度をここで期待するかということですけども、町としては条例で制度化して、どの程度こういうことがあるだろうと思うとんですかいね。それをちょっと聞かせてください。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） いろいろと各近隣の状況も調査をさせていただきました。やはり、どないいうんですか、大きなこともあれば少ないところもあるということでございます。太子町におきましては、目標は高く持ちたいとは思いますが、ここで何ぼという目標数値までは設定をいたしておりません。努力をしたいということでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 町の値打ちがなかったら僕はあかん思うんや、何でもやけど。やっぱりそこに寄附をしたいなあという意思が働くようなことが一つの大きな、やっぱりしようっていうふうに発想していくようなことになると思うんやけど、そういうことをせなんだら、

ほんまに太子にしとったってしょうがないわと、こうなりまへんか。その辺のことだけではないかいなと思うんですけど。やっぱり、これは町長が答えるべきや。ここへしたいというような意思が働くようなことがなかったら、何すらいな、そりゃ。だから、私は何を期待しとんか、どの程度期待しとんか言うたんや。どないや。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） これどころも、この基金条例を上程するときに悩んでおるところでございますが、私自身も太子町にこういうところが、いいところがありますよ。それから、今ブームになっております東国原知事のように、宮崎県の物産とか、そうしたものをどんどん興される、そして頑張っているやと。そしたら、太子町に一体何が、やはり聖徳太子、斑鳩寺というようなことが言えるんですが、これも神社仏閣等々の問題で宗教的な面も考えられます。しかし、反面、指定寄附になればこれは受けなければいけないのではないかなという思いもございますが、アピールするところ、本当に難しゅうございます。

私自身もこのふるさと応援寄付条例の制定について、そうしたところはまだいまだに頭を抱えているところでございます。しかし、地域懇談会におきましても話をする中で、どうしたもので町をおこしていくかというようなこともいろいろとご相談をしているところでございますが、その中には名案もなかなかないというようなところでございます。できるだけ、しかし今やはり聖徳太子ゆかりの町として名をはせておる太子町でございますので、やはりこのパンフにはそうしたものを載せていきましてアピールしていきたいなと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 PRをしたり、それからチ

ラシで知らせるということのその原価は別に置いて、いわゆる発送をしたり、それから寄附をいただいて、その書類手続を発送したりする、1口1,000円という金額を設定されとる、これ仮に1,000円やった場合には1回どれぐらいな原価がつきます、事務手続上に。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 1口1,000円といえますのは、どなたでもしていただけるかなということでの設定でございます。

そして、寄附の申し出がございましたら、当然にそれに対しまして申込書を郵送させていただきます。その申込書を郵送させていただきまして、向こうからの返却ということになりまして、それから納入通知書とか、そういう銀行用紙の振り込みとかという発送になりますので、その重さが最低の郵送料としましたら、それが80円掛ける3倍ということでございます。それと、あと印刷用紙の印刷代という経費でございますので、金額的に見ましても300円前後でおさまるんじゃないかなという計算でございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 その事務手続はロボットがするんですか、だれがするんですか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） これは職員がいたしますが、これにかかる時間的なものはそんなに、1時間も2時間もかかるというものではございません。したがって、今の計算の中には人件費相当分は含まれておりません。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 何遍も言うようやけども、原価というのは人件費が含まれておりませんというような原価計算は聞いたことない。そないな、太子町だけに通用するような原価計算出さんと、全国に通用するような答弁してほしいと。これ以上言わんけども。

だから、僕は何で言うたかというたら、

1,000円というのはいかがなもんかなと言う
とんねや。だから、もうちょっと金額、1万
円ぐらいが妥当でないか。だから、1,000円
決めたというのは原価計算して、そこそこい
けるんと違うかというので1,000円を出した
んかという、根拠はそこになるわけでしょ。
それで聞いとるわけで、1万円なら私はこう
いう質問はしなかったんやけども、1,000円
やから聞いとっきょんです。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 検討する当初は
1口5,000円以上とかという話もございました。
しかし、これはそういう寄附をしたいとい
う方の気持ちを酌み入れるということでご
ざいますので、できるだけそういう寄附のし
やすい形ということでの1,000円でございま
す。したがって、郵送料240円かかります
が、人件費を含めて1,000円以内ではいく
と。ただ、寄附に対して金額で比較して、か
かるからそれは受け取らないといった、そう
いう寄附ではございませんので、そういう
1,000円という形をとらせていただいております。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第52号
は、会議規則第39条の規定によって、お手許
に配りました議案付託表のとおり総務常任委
員会に付託することにしたいと思っております。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号は総務常任委員会に
付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

再開は3時15分。

（休憩 午後3時00分）

（再開 午後3時16分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議
を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第15 認定第1号 平成19年度
兵庫県太子町一般会計歳入
歳出決算の認定について

日程第16 認定第2号 平成19年度
兵庫県太子町国民健康保険
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第17 認定第3号 平成19年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第18 認定第4号 平成19年度
兵庫県太子町老人保健特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第19 認定第5号 平成19年度
兵庫県太子町墓園事業特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第20 認定第6号 平成19年度
兵庫県太子町下水道事業特
別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第21 認定第7号 平成19年度
兵庫県太子町前処理場事業
特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第22 認定第8号 平成19年度
兵庫県太子町水道事業会計
決算の認定について

○議長（北川嘉明） 日程第15、認定第1号
平成19年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決
算の認定についてから日程第22、認定第8号
平成19年度兵庫県太子町水道事業会計決算の
認定についてまでを一括議題とします。

上程中の認定第1号から認定第8号までに
ついては、8月28日の本会議で既に提案理由
の説明が終わっていますので、これから総括
質疑を行います。

質疑を通告されました議員に申し上げます。

質疑は一般質問席でお願いします。

質疑、答弁は一括で行い、簡潔明快にお願いします。

また、今期定例会では時間制により総括質疑を行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、通告順に発言を許します。

村田興亞議員。

○村田興亞議員 それでは、通告に基づきまして、村田興亞、総括質疑を行います。

本年度の決算を見させていただきまして、その中で2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、大口滞納の対策についてということで、町税の収入額は42億705万4,768円ということで、歳入総額の51.10%を占めているわけです。約半分町税収入ということです。その収納率は90.8%となっている、前年度よりは少しよいということになっておりますけど。その中で収入未済額が4億828万6,543円で、この中身の大半が大口滞納で占められていると、こういうことになっているわけですが、これについては非常に私は問題であると思うんです。厳しいときだからこそ税の確保と公平の負担の原則から、徴収には万全を期すべきと思うわけですけど、今後の対策を伺うわけです。

それから、2点目について、財政健全化の判断比率について。

これについてちょっときょうも変更がありましたので、事前に数値の訂正をお願いします。

ここに書いてます下から3行目の実質公債費比率が17.1が16.9%、将来負担比率が153.2%とありますが、きょうの報告にありましたように、変更で144.8%で訂正をお願いします。

2点目の財政健全化判断比率について、きょうも説明があったわけですし、提案もあったわけですけど、地方公共団体の財政の健全

化に関する法律が施行され、指標の公表は、平成19年度から財政の健全化の策定を義務づけるということで、平成20年度の決算、すなわちことしから適用となっているわけです。

今回の太子町の健全化判断比率では、実質公債費比率が16.9%、これは過去3年分ということで、将来負担比率は144.8%となっております。参考資料にも計算式等もあるわけですけど、これだけでは非常に分かりやすい財政情報の開示が十分かというところでもないと思うんですけど、その辺についてもお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 村田議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

平成19年度におきましては住民税への税源移譲がございまして、町税の収入済額は42億705万4,768円と、前年度と比べまして4億1,120万962円、10.8%と大きく伸びております。税が歳入総額に占める割合も51.1%と高まっているために歳入未済額を減少させ、自主財源を確保することは、ご指摘のとおり重要な課題であると、このように認識いたしておるところでございまして、滞納者との納税相談におきましては、滞納額を増加させないためにも現年度分の納期内納付の確約等、また滞納繰越分につきましては、一括納付が困難な場合にあっては債権の確保を目的に分納の誓約書の提出を指導しているところでございます。

また一方、納税相談に応じない方に対しましては財産調査を実施いたしまして、15件の財産差し押さえと、2件の参加差し押さえを実施したところでございます。19年度における差し押さえの特徴としましては、債権が10件占めており、276万3,793円が換価により収入に結びついております。今後とも納税相談に応じない悪質な滞納者や大口滞納者に対しましては財産調査を強化いたしまして、滞納処分、特に換価の容易な債権を中心に差し押さえを実施いたしまして、税収の確保に努

めていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2点目の財政健全化判断比率についてでございますが、今時議会で初めての報告となりますこの財政健全化判断比率につきましては、先ほど提案報告させていただいたところでございますが、資料につきましては、議案の参考資料として添付しております現在の36ページの分量が現在のところ適当ではないか、そのように考えているところでございますので、ご理解をお願いするところでございます。

この資料につきましてもいろいろとあらうと思いますが、なかなか算出基礎からといいますと、基礎にする母体がすべてを把握しておかないとなかなか難しいというようなこともございますので、今こうした資料を添付させていただいておるところでございます。

私どもといたしましては、各比率の結果をもとに今後の財政運営を慎重に対処していかなければならない点が重要と考えているものがございます。大型事業における資金調達で補助金、交付金のほかに起債、一般財源とあるわけでございますが、新規の地方債をゼロというのなかなか難しい面があらうと、このように思っております。基本的には新発債はできる限り控えたいと思いますが、やはり世代間の公平な負担ということも念頭に置かなければいけませんし、その辺はきっちりと抑えていきたいと、このように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後は各指標をもとに対応をしていきたいと、このように考えておりますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 村田議員。

○村田興亞議員 今町長の答弁をいただいたわけですが、大口滞納について4億828万円という価格は、やっぱりすごい金額だと思うんです。それで、それが税の未収、滞納ということで、民間やなんかであったら本当にそのお金を徴するためにどうすべきかという

ことをかなり真剣に考えると思うんです。もちろん町税収税対策あるいは納税相談とかはされてると思うんですけど、現実には、先ほど言いましたように、税の公平負担、ましてやそういう大口の滞納がされてるということは、まじめにしてる人については非常に申しわけないというか、そういう公平がないと思うんです。これについて、具体的にその辺が分かるかどうか分からないんですけど、その大口滞納されてる方について、例えば将来的に、今非常に経営が厳しいとか、あるいはそういうことで滞納はされてると思うんですけど、将来的にその辺が、徴収不能になるとか、あるいは経営が行き詰まるとかということになったら全く取れなくなると思うんですけど、そういうことの納税相談も含めて指導をどうされてるのか。

それと、このずっと滞納については積年でその分の年数が積み重なってるのか単年度だけなのか、ちょっとその辺についてもお聞きしたいんです。

それと、先ほど町長のお話もありましたように、差し押さえとかいろいろなことも含めて考える、債権の確保ということですけど、やはり具体的に、よく新聞等でも出てるところでも強権発動をされてるとこ、あるいは、この場合の大口滞納に適するかどうか分かりませんが、税を滞納しとる人に対して、例えば貸金業者に対する訴えもするとかということの問題も出ておりますけど、そういうきめ細かなことも含めて太子町は取り組んでいるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいんです。

それと、もう一点の財政健全化の判断比率でございますけど、今の答弁ありましたけど、やはり私はちょっと財政情報の開示は不十分だと思う。それで、これはやはり町民も十分そういうことを理解しなければならないし、ましてはそういう健全化が、早期健全化の段階か、あるいは再生段階に入るかというようなことになった場合にもこれは大変ですし、今も余談にというか、例えば合併したと

ここで、篠山市等がいろいろ言われております。箱物行政をしたために、例えば支所を廃止するとかというようなこともいろいろ出てくるわけですが、当初の合併議論から外れるというようなことで、合併特例債を余りにも使って、特例債があるからといっても、やっぱりあめの部分を使って返済も出てきて、下手をすると再生団体になるかも分かんということも新聞記事等でも言われております。そういうことがやはり起こらないために、今回国もこういう法律できちっとしてると思うんですけど、それに対して、ただ国が基準を示したということだけではなしに、太子町もその辺を率先して垂範実行すべきだと思いますし、その中で、例えば大型事業やなんかは、今回太子町はまだ実施しておりませんが、将来調査をやるとか、あるいは大型のをした場合については、そういう将来負担比率も含めてかなりそういうことが、パーセンテージが上がってくると思うんですけど、そういうことの将来的な見通し等も含めてどうか。あるいは、これは一般会計、普通会計だけということになりますと、そういう、例えば公営企業ということに対してもそういう見方をきちっとすべきではないかと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

まず、第1点目の収税の関係でございますが、今現在50万円以上の大口滞納者、約350人いらっしゃいます。その金額が本当に大きなウエートを占めておるところでございます。これにつきましては過年度分も含め、やはりこうした方におかれましては、現年分もそうした滞納傾向にあるのが現状でございます。そうしたところをしっかりと踏まえて、最終的には私も、おっしゃるように、昨年の県の収税室から派遣いただきましたそうしたご指導のもとでノウハウを担当者のほうが把握いたしておりますので、差し押さえ等々の手段に入っていかなければ、なかなか

解決するのも難しいだろうと、このように考えるところでございます。

また、この近所では相生市さんですね、貸金業の、どういいますか大手利息以上の不法徴収というんですか、高利等々の関係で、その分を逆に貸金業者から取り戻して税に納入するというような法的手段で臨むというようなことが新聞等で報道されております。この件についても、取り組みはなかなかいい取り組みなんです。しかし、実際にやっていこうとすれば、大変な手順を踏んでいかなければなかなかスムーズにといいいますか、手順よくいく問題でもございませぬ。そこらは、我々も太子町としましては慎重に考えていきたい。やはり、それまでに納税相談等々でそうした実態もしっかり把握しないとイケない、このように考えますし、また逆にその家庭の中へも多大に踏み込む部分もございしますので、そうしたところを慎重に取り組みを進めていきたいと、このように考えるところでございます。

それから、2点目の財政健全化判断比率の関係でございますが、いみじくも先ほど資料の点で、町民向けの理解していただけるような広報のあり方も入ってこようと思います。どのように持っていけば本当に町民の皆さんも、どういいますか、こういうことで積み上げがなされ、将来的にはこうなんだなというようなことが分かっていたらいいんだろうかなということを思いますと、これなかなか難しい面があるんじゃないかなと、このように考えるところでございまして、どういいますか、今時何分初めてでございます。また、よその自治体のそうした資料、それからネット等、ホームページ等で広報なさっているところも勉強していく必要もあるんじゃないかなと、このように思います。

こうした問題、何分町民の皆さんにも十分理解していただかなければならないと、このように思うところでございますので、そうしたところは積み重ねていって、より分かりやすい方向に検討を加えさせていただきたい

と、このように思います。

財政的にいろいろなすべての特別会計、企業会計、恐らく連結決算のことを言われているんだろうと思います。そうしたところを我々も、もうこれ公表していかなければいけないというところで、今現時点ではこの健全化比率が、きょうも神戸新聞等々に報道されたところでございます。何分私自身今のところは箱物には余り手をつけておりませんが、しかしまた給食センター問題、庁舎問題等々も対応をしていかなければならないと、このように思いますので、そうしたところはやはり数値等々十分に頭に置きながら対応を考えさせていただきたいと、このように思います。

そうした中で、きょうも質問をちょうだいいたしております教育施設の耐震化等々につきましては、でき得るだけ補修で対応をしていきたいと。今までですとできるだけ、どういいますか、新しいものに改築していこうという考えもあっただろうと思います。私は逆に、使えるものは極力費用、経費を少なくして補修で対応をしていきたいと、このように考えております。ご指摘の点も十分踏まえながら、今後の取り組みをさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

○村田興亞議員 今町長答弁いただきましたが、大口滞納についても十分そういう配慮、納税相談等も含めて、とにかく公平でなければならないと。正直にした人が損することのないような形で収税対策というものを強行にやっていただきたいということを特に望んでおきます。

それから、今の財政健全化の判断比率についても、今答弁もありましたけど、今、今年については第1回目、そういう数値の中に収まっておりますけど、やはり将来今言われましたような学校の耐震化の問題、庁舎の問題をすると一気にぐっとその分が上がってくると思いますので、そういうことも含めて将

来計画的には十分配慮しながら、この健全化が太子町の財政、まして単独を決めたわけですから、それによって太子町は十分やっていると、この健全化というものを維持するために最大の努力をしていただきたいと、こういうことを要望しまして、私の総括質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で村田興亞議員の総括質疑は終わりました。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に総括質疑を行います。

最初には、施政方針、当初にあるわけですが、その中の主要施策への取り組み等についてでございますけれども、この決算年度の施政方針の基調で強調をしておりました地方自治体の自己決定、自己責任において、地方自治を推進する自治能力の向上、その見直しが緊急の課題ということ。それから、太子町という行政体の存立を継続、維持し、厳しくても自立を目指していくという目標、また町民の皆さんと協働しながら、かつ私自身と町職員が危機意識と改革意欲を共有して取り組みを進めていかなければならないと言ってきたことへの取り組みの経過について、1つは説明を求めたいと思います。

それから、この当時にもいろいろ言いましたが、地域間格差が急速に拡大していることで、住民の暮らしにかかる住民の中での格差の問題も指摘をいたしました。貧富の拡大、格差社会の拡大は、ガソリン税の値上げで一層厳しいものになり、深刻であります。福祉、介護、医療、教育等の暮らしと人権、人間としての尊厳に係ることであると私は考えます。これらを支援することこそが地方自治体の、また仕事の中身であり、本旨であります。これらへの取り組みが緊急の課題ではないかと思うんですが、そのことについて説明を求めます。

それから、これらの基本姿勢に係る取り組みの経過は今言いましたが、説明を求めら

ですけれども、反省点、また今後の対応につきまして説明を求めます。

私は改革という美名のもとにサービスの切り下げあるいは切り捨て、国民健康保険税に見られるような税、あるいは水道料金に見られるような使用料金等の引き上げは、住民への責任の転嫁であると。問われているのは為政者の、町長らの基本的な自己決定、自己責任ではないかと。これは合併の際における説明でも出ていることであります。このことについて説明を求めます。

それから次に、6項目の政策課題につきましてですが、まず1つは、健康でいきいきと暮らせるまちづくりについてであります。すべての住民が住みなれた地域の中で尊重をされ、また毎日を健康で生きがいを持って暮らしていけるよう保健・福祉・医療の連携を図り、人に優しいまちづくりを進める、これは方針の中でも明記していることで、私も賛成であります。この取り組みの経過と今後について説明を求めます。

特に一般質問でも、またその時々議会のにおいても私は再三言ってるわけでありましてけれども、健康で暮らしていけるっていうことの基本には、病気にかかってもそれが早期に発見され、早期に治療ができていくこと、条件整備だと思います。そのためには、町民健診の機会の拡充、さらに広げていくこと、そして助成をしたり、人間ドックにつきましても当然のことで、これらの機会を拡充することが必要だと、このように考えるわけでありまして、これへの取り組みについて説明を求めます。

それから次に、発達障害児の問題を指摘しているわけですが、これも前にも言いました。しかし、今時議会でも問題になったわけですが、これの支援法に基づいて、これも早期発見、早期療育、育児支援と、これは成人になってからでは大変でありますから、小さい間からの対応が必要だと。町独自の支援策について、基本的な取り組みと今後について説明を求めます。

それから、地域の実情に合った障害福祉サービスの充実っていう、この点については、それぞれ本町の場合もひまわり等の計画が出されているわけでありましてけれども、地域の実情、地域の条件、そういうものに合った福祉サービスの充実っていうことについてはどうだったんか。体制的にも条件的にもどう整備されたんかにつきまして説明を求めます。

それから次に、介護事業についてですが、制度は、だれでも本当に気軽に安心して利用ができること、これがなければ介護じゃないと思います。在宅、施設介護の条件整備、それから負担軽減対策、これが必要だと思います。そういう点での取り組みの経過と今後について説明を求めます。

次に、2つ目の施策の件であります。豊かな心をはぐくむ生涯学習の推進ということですが、人権尊重と生涯学習と集落学習についてと指摘をしてるわけですが、まず集落学習はもう早く廃止をしたほうがいいと私は思うんです。また、これが人間を人間として互いに敬い合うようなことを結局は阻害するようなことにもなって、隠れみのになると、こういうようなこともございます。したがって、本当に人権を尊重するというのは、みずからが学ぶ、生涯学ぶ機会、またそれを保障できるような条件整備が必要だろうと。このことについて説明を求めます。

それから、方針で示しております町民みずからが企画した創造型事業支援ということをしてきたんですけども、これは実際にどういうことができたんだろうなあとというふうに思います。そういう点でも具体的に説明することと、今後何か考えることがあるようだったら、その説明も求めたいと思います。

次に、3つ目の柱である安全で快適に暮らせるまちづくりにつきまして、これはトリクロロエチレンなんかを含めて、先にもカドミウムの問題がございます。そういう中で、災害時に備える町民の井戸的なものが町内に指定されているわけでありましてけれども、これ

らの井戸については飲んで安全なのかと、こういうことも言われておるわけであります。これについて、やはり検査をし、またその検査結果の情報を公開すると、こういうことによって町民全体が、住民が安心できるようなことになるわけでありますが、その取り組みにつきまして説明を求めます。

それから、雨水整備事業で浸水に強いまちづくりを標榜しているわけでありますが、せんだっての質疑でも、太子町の地形は平たんであって少々降雨でも安心ということを行っているわけでありますけれども、今日起こっております集中豪雨が当町で起こらなくてもいいことを承知しての対策が必要であると思うんですけれども、これについて再度伺うものであります。

それから、4点目の豊かな緑に抱かれた活気あふれるまちづくりで、生産性の向上と地域に特色を生かした経営の転換についてということがあるんです。こういうことについて、実際にどういうふうに具体化されたかということが大事であり、今後の展開についても方針がなければならないと思うんです。やっぱり地域の特色を生かすということは大事であります。しかし、それは言葉であってはならないと思いますので、伺いたいと思います。

また、特産品についても同様であります。特産品の製造、販売の拡大、地産地消への取り組みってということが言われております。しかし、本当に特産品、先ほどふるさと寄附の問題で言いましたけれども、やはり太子町で、材料ももちろんそうですが、本当に太子のものがこうであるっていう、この特産品も含めて太子に支援を送ろうというようなことになろうと思えば、こういうことも大事であります。その点から、取り組みと今後について説明を求めます。

それから、商工振興に対する取り組みも同様であります。商工会と連携してと言うけれども、これは実際上本当に生きた施策と言えるんかどうか。今後やはり協働しなが

ら進めていかないといけないと思うんです。その取り組みと今後について。

5つ目の美しい景観に機能性を備えたまちづくり、これは再三言っていることなんでしょうが、総合公園、これからいろいろ検討をされ再評価されて一つの方向を出そうとしているわけでありますが、総合公園の整備については、今団塊の世代を含めて、いろんな技能を持ち免許を持ちしている住民もたくさんおられるわけでありますから、住民が参加をする中で計画整備までやっていくような、手づくりにしていくようなことこそ考えるべきでないかと思うんですが、その点について。

それから、道路整備計画とのことを通告しとるわけでありますけれども、道路整備計画というのは町だけが持つとったっていけないんですが、この計画の存在と計画を公表していくこと、このことがひいては優先順位を含めて改良整備につながってくると思うんです。そういう点で、これからの取り組みの説明を求めるわけでありますが、こういう計画が宅地開発等への指導等にも結びついてくるものと思います。そういう点から、この取り組みと対応について説明を求めます。

それから、6点目の自治と連携による力強いまちづくりにつきましてであります。この点につきましては、当然のことではありますが、これも文言だけ、あるいは文書だけがひとり歩きするものではないと思うんですが、住民参加の機会の拡充っていう、それからまた意見への迅速、的確な対応、課題の共有、政策形成への活用、政策、施策決定過程への参加拡充が必要だと思うんです。そういう点で、町の取り組みと今後について説明を求めます。

それから、各所に住民参加と協働ということは何回か言っているわけでありますが、これについても、その条件の拡充こそがなければならない。それは決算年度を通じて本当にこういうことが拡充されたかどうかが問われるわけでありますが、その点について説明

を求めます。

あわせて、情報というのは既に決定をしてしまった情報を住民に知らせる、公開する、そういうものでは参加の意欲についても半減をしてしまうと、また、意欲がなくなってしまうというような状況であります。未成熟な情報を含めた情報が開示されたり公開されたりして、初めて住民参加と協働の条件が広がると私は思うんです。そういう点での取り組みについて説明を求めます。

次に、職員にやる気を喚起するということを言ってるんですが、この施策はどうだったか、具体的にどういう取り組みで、結果どういうふうに展望が開けたか。こういうことはしっかり整理しておかないといけない問題だと思うんですが、その点について説明を求めます。

それから、全体として、住民参加と情報公開等の問題としては、自治基本条例という、これは自治の法律上あること、また条例で定めていることを含めて基本的な住民参加型の町政施政を執行するという点で基本条例を定める。議会は今議会基本条例を検討しとるわけですが、行政全体として自治基本条例。これ北海道のニセコに始まっての条例であります、こういうものが裏づけとなって参加を担保する、こういうことになるわけです。そういうことについての、時期尚早とか今まで言ってきたけれども、どう検討してきたか、どう対応するかが問われます。それについて説明を求めます。

それから、第3の大きな質問であります、行政情報の提供公開と行政組織のあり方について、1つ目の行政情報の提供、公開が住民参加協働の基本というて私は言うておりますけれども、これは施策の自治と連携による力強いまちづくりと重複もいたしますので、私が協働の基本だということ、それを拡充することが大事だということを指摘しとるんで、何か意見があれば所見を求めたいと思います。

それから、行政組織のあり方で、今は部と

課等によって垣根がつくられた状態であります。これを流動化させることによって諸課題に迅速に対応できることになるような、そういう流動的な組織にこういう小さな自治体では変えていく必要があると思うんです。そのためには、部課等の組織を必要最小限にとどめて、ふくそうします課題や業務に対応できるようにすることが肝要ではないかと。

また、課題等につきましては、どこでもやってるようなプロジェクトなんかのチームで対応すべきだと、このように思いますが、いかがか。

それから、4つ目の行政評価制度についてであります、この件についても専門家とか行政の関係者とか、そういうものではなくて、それぞれの事業や事務について、計画を含むものすべてについて、住民が参加する、住民によると言っても過言ではない事務事業の再評価制度を確立することがこれから一層大切であると、このように考えるわけですが、これもいろいろ検討しとるということでありましたけれども、実際の制度化はまだであります。これまでの取り組みとこれからについて説明を求めます。

それから、歳入についてであります、滞納収入未済に対する取り組みは、今、先の質問者への答弁でもありましたけれども、納税相談あるいは参加差し押さえ、それぞれ50万円以上が350件あるその実態は今まで報告はされているわけですが、やはり税の公平という点から一定の取り組みが必要だろうと、このように思います。そういう点からの対応について説明を求めたいと思います。これは放置すると大変なことになりますので、これからの取り組みも含めて説明を求めます。

それから、東芝からの税収と同社の用地活用についてと通告しとるわけですが、東芝の税収については、法人町民税は均等割の300万円でええと思うんですが、固定資産税について、土地、建物、償却資産、それぞれ決算年度でどれだけを収納したかというこ

とについて説明を求めたいのと、やはり工場跡地の、いわゆる更地に今なっているところを公害でいろいろ調査をしているわけですが、この用地の活用がとりもなおさず大切であると、このように考えますが、新規事業を含めて、この用地の活用についてどう対応するか、東芝にどう求めるかということについて説明を求めます。

それから、6番目の繰出金につきましてですが、これは説明するまでもないわけですが、国保、介護保険、老人保健、下水道、前処理場とそれぞれ今一般会計から繰り出し、各会計は繰り入れているわけですが、それぞれの会計がこの繰出金の占める割合というのは注目をして私はデータのしてるんですが、国保会計が5.8%、これは制度的なものを含めた繰出金ですよ。その他一般だったら、今年度はゼロですから、一応制度的なものを含めて5.8%、それから介護保険が17.8%、老人保健が7.3%、下水道が44.6%、前処理場が77.6%で、総繰り出し、繰入額が12億2,100万円余りでしょ。昨年よりも8,900万円、9,000万円ほど減っているんですが、こういう状況であります。そのことについて、これで真っ当かということについて、やはり国保、介護等についてはもっと考えなきゃならんんじゃないかと。前処理場との絡みにおいても言えるわけあります。そういう点から説明を求めます。

それから、7番目の健全財政の確立、運営についてですが、先ほども下水道、前処理場につきましては伺いましたが、一般会計、下水道会計、前処理場会計、水道会計に係る高金利の起債を財源が許す限り繰上償還することは、町財政の健全化にとって極めて重要だと思います。全会計について、高利の起債に係る繰上償還計画と財源について説明を求めます。

それから、8番目に入札、契約制度のあり方についてですが、この入札、契約制度につきましては、私はこれが改善され、本当に無駄も省かれる、そういうことができる

までしつこくたさそうと思っております。入札契約に係る工事請負、業者委託、物品の購入等のあり方を改善すること、それ自体は無駄や経費の節減につながります。財政の健全化と最少の経費で最大の効果を上げるという法律にもかなうことであり、一層改善が必要であると私は思います。

その中で、これまでも言ってまいりましたが、抜本的な改善によりまして予定価格を実勢に見合ったものに設定をする。これはかなり研究しておかないといけない問題だと思いますが、そういう設定によってより経費の節減を図る、また条件をつけない一般競争入札によって競争の原理をしっかりと公平競争の原則に立たせる、その取り組みについて。

また、今は若干少ないではありますが、持ち工事完了するまでは公平に参加するということで参加資格を制限していくことが、またこれも肝要なことであろうと、このように思います。これらの取り組みについて説明を求めます。

それから次に、給食のあり方についてですが、安全・安心の給食の提供が不可欠であります。給食を維持することを前提としたしまして、多様な対応について再検討をする必要があるのではないかと。こういう点で、せんだっても町長のほうもちょっと説明をしておりましたが、多様なあり方、そういう中で、現センターにおきましても自営に戻す方法あるいは現在のように業務委託する方法、さらには献立を示した上で全面的に外注にする方法、それから給食業者に委託をする方法、これにはデリバリーもありますけれども、給食業者に委託する方法もあります。こういうことを含めて、多様なあり方を検討し、安心して安全な給食を供給する必要があると思いますが、その点についてと、それから次に、決算年度中に惹起しました洗剤混入事件に対する管理責任についてですが、これは一般質問でもただしてまいりましたように、いまだにはっきりしない。事件から6カ月以上が経過しているわけあります

し、議会は教育長らの処分については軽過ぎると、こういうことで提案を否決したわけがありますから、教育委員会並びに町長部局できちっとした対応が必要だろうと思います。そういう点での説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） たくさんの質問をちょうだいいたしております。できるだけ順を追って説明したいと思いますが、よろしく願いたいします。

まず第1点目の、施政方針、また主要施策の取り組みについてでございますが、地方自治体の自己決定、自己責任、また自治能力の向上、そうした見直し等々の取り組みについてでのご質問でございますが、地方分権の理念が浸透する中で、地方自治体には地域の課題を適正に処理する自治能力の向上が求められている一方で、職員の能力開発や資質の向上が不可欠であると認識し、日ごろより研修の充実、出前講座の実施、また行政課題や重要情報の共有化などとともに職員に問題意識を持たせ、そして自己研さん、自己改革の動機づけを行い、そして自己決定、自己責任において地方行政を展開しているところでございます。

そうしたところを、今後とも不断の行政改革に取り組み、評価に基づく事業の取捨選択、事務の効率化、受益と負担の適正化、行政情報の公開等を図り、社会状況の変化に対応できる組織の柔軟な運用、また職員の能力向上を進め、健全財政を堅持していくことが行政基盤の強化につながるものと考えているところでございます。

そして、行政体の存立を継続、維持という件でございますが、今厳しい財政環境下にあります。各般の行政需要に最大の展開を図るため、行政改革大綱、実施計画に基づき順次行財政改革を遂行するとともに、鋭意行政基盤の強化を図りつつ、財政の健全化に努めておるところでございます。これからもそうしたところを十二分に対応しながら運営していきたいと。そして、今の時代にふさわしい

行政運営を執行していきたいと、このように考えております。

3点目の、町民の皆さんと協働しながらというところでございますが、今後の行政運営につきましても、住民、議会、行政が3者一体となるまちづくりを進めていく連携と協力、いわゆる参画と協働が有効に活用する環境を整備していくことが不可欠であろうと考えております。そのためには行政情報を公開し、また公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要でございますので、その体制づくりを図っているところでございます。

次に、私自身と職員が危機管理意識と改革意識を共有して取り組みを進めなければならないという件でございますが、これまでも申し上げてきましたが、危機管理意識と改革意識の共有につきましては、地方自治体を取り巻く社会経済状況、単独、自立を選択した本町の環境等を十分に認識し、夕張市の例でも分かるように、これまでと同様の行政運営を続けていけば破綻に至ることを、私と職員が同じ思いでそうした危機管理意識を持ち、改革を進めようということでございます。

このためには、国、県の制度改革、今後の見通しの状況を、庁議などのさまざまな会議を通しまして職員との情報交換を行い、共通認識のもと、予算編成においても徹底した歳出削減を行い、必要最小限の額を計上、また予算執行に当たっても、少しでも後年度へ財源が回せるよう執行方法等を検討し、そうした中でのやりくりがうまくできるように努めてきたところでございますが、そうしたところを今後も継続してやっていきたいと、このように考えるところでございます。

次に、地域格差の点でございますが、この件につきましても、高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう地域と協力しながら、できる限り自分の住まいで自立した日常生活を営めるよう、地域のボランティアによるふれあいサロンや老人クラブで行う見守り活動等を通じて、高齢者の生活を支援してまいりました。今後とも、健康で生きがい

持って安らぎのあるまちづくりを目指して、高齢者保健福祉、介護保険サービスを提供できるように努めていきたいと、このように考えております。

その取り組みがいろいろとございますが、生活格差の拡大、やはり町行政として看過できない問題でございますが、有効な対策が取りにくい分野でもございます。ワーキングプアという言葉があるように、非正規雇用の問題もよく指摘されます。さらに個人商店を含め、中小零細企業の経営環境におきましても厳しい状況があると思います。政府におきましては地方の格差是正、再チャレンジに努めておるところでございますが、地方では地域全体が地盤沈下するところもございます。衰退した地域では新しく事業を展開することが困難となっている実情でございます。

福祉の面では健康保険、また介護保険では所得に応じ保険料の軽減制度がございますし、また保育所、保育料では、住民税非課税世帯の母子家庭等は免除してございます。さらに福祉の自立支援サービス料におきましても、大きく負担上限額の軽減を実施いたしておるところでございます。国民の最低生活保障の物差しになっている生活保護の生活扶助基準は最低賃金、地方税の非課税基準、また公立高校の授業料免除などとも連動しているところでございます。そうしたところを十分考え合わせて取り組みをしていきたいと、このように考えます。

医療への取り組みについてでございますが、最近の新聞紙上では医療や健康に関する記事が多く、国民は将来への医療に不安を感じているというところがございますが、また医師不足による地域医療の崩壊、高齢者医療制度への抛出増による健康保険組合の解散など、医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況にございます。

本年4月から各保険者に特定健診、特定保健指導が義務づけられ、本町は特定健診、特定保健指導の実施に向け、個々のヘルスアップ事業に取り組んだところでございます。こ

の事業につきましては、本町の疾病構造において循環器系、新生物、消化器系等の生活習慣病が入院の6割、入院外の5割を占めており、糖尿病患者が潜在的に多いというところから、生活習慣病予防対策を推進していくことが重要であると考え、被保険者一人一人に健診結果をもとに個別面接を行い、おのおのが生活習慣の改善の必要性を意識し、生活習慣の改善に取り組んでいただけるように支援することを目的に実施したところでございます。

健康の条件として、運動や栄養指導による生活習慣の改善の必要性を参加者に説き、周知できたことに一定の成果があったと、このように考えております。こうした予防対策を目的といたしました特定健診の受診率を高め、健康増進、医療費の抑制が図れることを願っておるところでございます。今後も関係部署と協力、連携しながら、保健事業の推進に一層努めていきたいと、このように考えております。

また一方、教育の関係でございますが、近年の教育行政を取り巻く環境には非常に厳しいものがございまして、教育委員会だけで対応するのではなく、総合的、かつまた地域的な行政運営が必要になってきております。今日の学校教育をめぐる状況を見ましても、人々の価値観、また家庭の教育のあり方、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校に求められる機能や課題が多様化、複雑化してきており、学校のみによって解決することは難しく、学校と家庭、地域が一体となった取り組みが不可欠でございます。生涯学習、社会教育、文化、スポーツの分野では、教育委員会だけではなく、町行政も一体となって多方面からの総合的な対応が望まれておるところでございますが、これらのことを踏まえまして、教育委員会として今後町行政との連携、そうしたものを一層強めながら教育行政を考えていきたいと、このように思っておるところでございます。

続きまして、すべての住民がということ

で、住みなれた地域の中でという、健康でいきいきと暮らせるまちづくりについてでございますが、早期発見、早期治療等々、住民健診の機会の拡充、人間ドック健診の拡充についてでございますが、町ぐるみ健診を初めレディース健診、地域を巡回する胸部総合健診、また受診機会を拡充するための人間ドックを、姫路市医師会、たつの市・揖保郡医師会に委託し、実施しました。

平成19年度の健診受診者、基本健診が2,582人、肺がん検診2,586人、胃がん検診1,247人、大腸がん検診1,669人、前立腺がんの検診434人、子宮がん、頸部が394人、体部が24人、乳がんが355人、骨粗しょう症が182人、肝炎ウイルス検診が249人、人間ドック103人、そうした受診の中で、健診後生活習慣改善につながるようヘルスアップクラブ、健康運動教室、個別健康教室を健康増進プログラムを活用し、実施し、ウオーキング教室、またいきいき健康チェック室等、個人の健康づくりを支援したところでございます。

町ぐるみ健診結果説明会では、平成20年度から保険者に義務化された特定健診、特定保健指導の準備として個別面接を、特定保健指導に準じて実施してきました。平成20年度につきましては、医療制度の改革に伴う特定健診、特定保健指導を実施し、そして生活習慣の改善、糖尿病等の有病者・予備軍の現象を目的に取り組んでいきたいと思っております。

さらに、特定健診に合わせて後期高齢者や39歳以下の住民に対しても健診の機会を提供し、がん検診や肝炎ウイルス検診等も同時に実施することができ、町民一人一人が健康に関心を持ち、自分自身の生活を見直し、生活習慣病を予防できるよう各種検診を実施していきます。そうしたところで、増進プログラムの作成、またそうしたものを提供し、健康状態や体力に合った具体的な運動やバランスのとれた食事等の健康づくりを支援していきたいと考えておるところでございます。

次に、発達障害児の早期発見、早期療育、育児支援等についてでございますが、発達障害者支援法に規定されておりますとおり、発達障害者の心理機能の適正な発達や円滑な社会生活の促進のためには、症状を早期に発見し、早期に発達支援を行う必要がございます。

町では、そのために健診事業としまして乳児健康診査、生後四、五カ月の乳児対象、1歳6カ月児健康診査、そして3歳児健康診査を実施しているところでございます。そうした結果、言葉、知的な能力、行動、運動の面で遅れがあらわれることがあれば保健師が保護者から相談を受けていますし、専門医師の診察を勧奨いたしております。

また、3歳の時期を過ぎても保育所、幼稚園入所後6カ月未満の時期に遅れがあるのではと気づくのが75%を超えると日本保育協会の調査研究で示されてございます。

町では発達障害児の支援策として、保健福祉会館で毎月実施いたしておりますなかよし教室において小児精神科医師による診察を2カ月に1回実施し、そしてその中で発達障害と診察された児童には個別療育の実施を勧めているところでございます。

また、平成17年より福祉会館におきまして心理士、理学、作業、言語、音楽の各療法士による療法、訓練の個別療育も行っておりところでございます。

そして、本年4月より西播磨4市3町の共同事業といたしまして児童デイサービス施設たんぽぽを開設し、在宅の障害児を対象に、医師、心理士、理学療法士等によるそうした専門的な療育相談、訓練事業を行っておりところでございます。

また、ひょうご発達障害者支援センターの協力を得まして、子供の発達に不安を抱いている親が子供とのかかわり方を学ぶため、家庭療育支援講座を年6回のプログラムで開催いたしております。

そうしたいろいろな件を実施いたしておりますが、何分こうしたことも、町単独で取り

組めることと共同でやっていく事業もございます。できるだけ経費面も考え合わせながら取り組みを進めてまいりたいと、このように思っております。

それと、介護事業についてでございますが、在宅・施設の条件整備についてでございますが、在宅・施設とともに必要な介護を安心して受けられることが大切であると考えます。3月末現在の介護認定者は819名であり、1月末の居宅介護サービス利用者は476名、施設介護サービス利用者は175名、計651名の方が介護サービスを利用していたところでございまして、その内容といたしましては、居宅介護支援事業所7カ所、通所介護事業所5カ所、訪問介護事業所1カ所、訪問看護事業所2カ所、短期入所生活介護、福祉・医療を合わせまして3カ所、福祉用具貸与事業所1カ所、認知症対応型共同生活介護2カ所、認知症対応型の通所介護1カ所でございます。施設介護サービスを提供する町内業者は、介護老人福祉施設が2カ所、介護療養型医療施設が1カ所でございます。今後、町内事業者に参加意向のある小規模な有料老人ホームや認知症高齢者向けの小規模多機能居宅介護サービスの整備を事業者と協議していきたいと、このように考えております。

次に、負担軽減対策についてでございますが、保険料率区分を6段階とし、低所得者に対して保険料額の軽減を図っております。また、高額サービス費の支給、社会福祉法人による介護サービスの利用者負担軽減制度の実施、利用者負担第1段階から第3段階までの方について居住費及び食費を補足的給付する特定入所者介護サービス費の支給、税制改正に伴う保険料率が上がった方については保険料の急激な上昇を抑える激変緩和措置を、平成20年、本年も継続して取り組んでいきたいと、このように考えております。

次に、人権と生涯学習についてでございますが、兵庫県のほうにおきましては2001年に

兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針を策定し、学校、家庭、地域、職場等、県民生活のあらゆる場におきまして、一人一人のライフステージに合わせた教育及び啓発の推進とともに、暮らしの中で人権を尊重した生き方の基礎を培う営みと、豊かな人間関係づくりを構築する取り組みを推進いたしております。

しかしながら、今日の社会情勢の変化の中にあつていろいろな問題も発生いたしております。新たな形での悪質な人権侵害も続発いたしております。また、自殺者が年間3万人を超す事態が10年も続くなど、一番大切な命も脅かされているところでございまして、このような社会情勢を受け、先般文科省より公表されました「人権教育の指導方法等の在り方について」の第3次取りまとめにつきましては、人権教育の目標として人権の意義、内容の重要性についての理解、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況のもとでの具体的な態度や行動にあらわれるようにすることと明記されております。学校教育の中で人権教育を受け、その後は社会教育の中でそれぞれの年齢層に応じたライフステージに合わせた人権学習を生涯にわたって継続していかなければならないと、このように思っております。

今集落学習を通して人権についての正しい理解を深め、そして地域コミュニティー事業の中で思いやりある豊かな人間関係づくりを進めているところでございますが、議員、集落学習の廃止等々も言われておりますが、今こうした現況下の中では、やはりこうした事業、そしてまた地域の中での人間関係づくりというのはしっかりと継続してやっていかなければならないと、このように考えております。

次に、町民みずからが企画した創造型事業、支援等についてでございますが、文化会館の事業の一つにはプロのミュージシャン等を招聘して、見る、聞くことを目的に、質の

高い芸術鑑賞をしていただいておりますが、自主事業の片方ではアマチュア、芸術家や団体が見ていただく舞台発表の機会を提供し、その活動を支援することを目的に始めました「ライブ・イン・アスカ」も町民の有志の方で実行委員会を立ち上げ、実施いたしておりますが、当町の参加者は少数でございます。昨年より応募者年齢制限を取り外して募集したり、会場内のお客さんに投票していただくオーディエンス賞を設けたりしたところでございます。予選には40組の応募があり、本戦においては客席も600人余りの入場者がございまして、年々広がり増加を見せるところでございます。本年もそうした地域住民が企画したり制作する舞台創造活動を支援してまいりたいと、このように考えております。

私も昨日ある場所で、そこで優勝された方々と出会いさせていただいてひとときを過ごさせていただきました。やはり大きく羽ばたいていただきたいと、このように考えております。

次に、災害時に備える町民の井戸の安全確保、検査、調査等についてでございますが、災害時の町内の井戸水使用箇所については自治会、また本人からの申請によりまして地域防災マップに記載してございます。そして、把握しているところございまして、全戸配布しております。これは緊急時の水の確保が目的で、飲料水としての利用は今のところ考えてはございません。水の確保とは下水道の普及による水洗トイレの水、洗濯の水、ふろ水等生活に必要な水のことでございまして、飲料水につきましては、今のところ上下水道事業所による水源の供給を考えているところでございます。また、県内市町の水道災害相互応援協定等々によりましての飲料水の確保も図ってまいりたいと、このように思います。

雨水整備事業についてでございますが、今時の集中豪雨等々、本当に至るところで大きな災害が発生し、そうした中でのご質問であ

ろうと思いますが、太子町では昭和51年の台風17号によります浸水被害を契機に、大津茂川が激甚災害指定により河川整備がなされ、一方また内水排除については、昭和53年度より市街化区域内及び調整区域に流入する雨水幹線整備を実施してきたところでございます。

結果、排水区域面積の約50%が整備済みでございますが、その他の区域については、既設排水路の整備のほかにその他の整備手法を雨水全体計画の見直しにおいて検討いたしております。やはり、昨今農地が荒廃してきておりますので慎重に対応していかなければいけないと、このように考えております。

次に、豊かな緑に抱かれたまちについてでございますが、生産性の向上と地域に特色を生かした経営の転換についてでございますが、本町での農業経営は小規模の個人完結型農業により生産コストが高く、経営が厳しい状況に置かれております。現在その対策としましては、品目横断の経営安定対策によります担い手の育成、確保に努めておるところでございます。さらに地域での創意工夫を図り、生産性の高いイチジク栽培など、新たな取り組みを行っております。特産品の製造販売の拡大、地産地消への取り組み等につきましては、今取り組んでおります太子みそは昨年度も順調に製造量を伸ばし、17%増の3.2トンになっております。販路につきましても、本年8月より新たにカワベ太子店に太子みそを初め地元特産コーナーを設けるなど、販路拡大に取り組んでおります。地産地消に取り組む直売所として太子夕市部会が、これも昨年度より固定の直売所といたしましてサンパーク駐車場にて開設いたしております。そして、学校給食センターの地元野菜等の納入実績も着実に増加いたしておるところでございます。今後もそうした面着実に実施してまいりたいと思います。

商工振興の取り組みについてでございますが、地域の商工業の活性化を図るためにはやはり地元商工会とお互いに持てる情報等を共

有し合い、また取り組んでいく必要があると
考えます。太子町商工会さんでは専門的な知
識を生かした経営改善普及事業などに積極的
に取り組まれており、本町並びに県では財政
的な支援を今後も継続しながら、一層連携を
図りつつ、商工業の振興に取り組んでまいり
たいと、このように思っております。

次に、総合公園の整備についてですが、
住民参加の計画整備の対応というところ
でございしますが、この総合公園21.4ヘク
タール、平成3年度から事業に着手し、10年
度にテニスコート、13年度に陸上競技場、多
目的広場等を含めまして、現在6.3ヘクタ
ールを供用開始いたしております。今後南エ
リア平地部の整備が残っておりますが、現在
の基本計画は平成7年度に変更されたもの
でございまして、十数年を経過いたし、社
会情勢や住民ニーズの変化が生じておりま
すので、山林部を除きました南エリアの公
園施設の見直しを進めております。

この案につきましては、広く住民の皆様の
ご意見をお聞きし、また最終計画変更案と
してまとめていく考えでございします。広
報やホームページ等を通じ、またパブリッ
クコメントを募集したところでございま
すので、やはり町民の皆さんの意見も慎重
に聞き入れさせていただき、8月4日から
9月2日、計画案の閲覧等をしたところ
でございまして、閲覧はございましたん
ですが、ご意見はちょうだいいたしてない
というのが現状でございします。

また、道路整備計画、生活道路の改良、
住宅開発等の指導についてでござい
ます。道路の整備につきましては、実施計
画に基づき整備していくことといたして
おります。

そして、生活道路の整備でござい
ますが、拡幅の場合、町道の認定基準
でございします幅員6メーターを確保
できるものについて改良していくもの
といたしております。

また、宅地開発等に伴います道路につ
いては、開発行為1,000平米以上により
築造された道路につきましては町へ帰属
されておると

ころでございまして、それ以下の宅地開
発につきましては、道路位置指定や専用
通路などがございします。帰属を受けま
す道路については、開発指導要綱に基
づきまして計画段階から施工途中、完
成後に至るまで町の検査を受けなが
ら築造してまいります、それ以外の道
路につきましては、指導要綱の技術指
導基準にとらわれず築造し、建築基準
法の接道要件を満たすために指定ある
いは届け出たものでございします。現
在の制度の中での指導につきましては
限界があるものと考えます。

今議員ご指摘のこの道路計画の公表、
これにつきましては、町の施工する道
路につきましては、都計法上の図面に
落としております。しかし、小さな道
路、こうしたもろもろの事業で成す
べき道路は難しいのではないかと、
このように思います。

また、宅地開発とのつながりという
ところでも、私も心配するところ
でございしますが、今この都計法上
で申します接続、通り抜け等々の
指導というのは若干無理ではないか
というふうに思っております。

続きまして……。

○議長（北川嘉明） 町長、ちょっと
お待ちください。

間もなく定刻の5時が来ますが、
会議規則第9条第2項の規定によ
って会議時間を延長します。

続けてください。

○町長（首藤正弘） 次に、自治と
連携によるまちづくりについてで
ございしますが、この件につきま
してはいろいろご質問をちょう
だいいたしております。その中で、
住民参加の機会の拡充について
でございしますが、昨今のまち
づくりの意識の高まりもござい
まして、子育て学習センター「の
びすく」での子育てサポーター
の皆様の活動のように、たくさん
の皆様の参画を得ながら町の事
業を進めているところでござい
まして、そうした中で活動をいた
だいている皆様からはまちづく
りへの熱意と参画をする喜びを
お聞きしているところでござい
ます。今後もたくさんの皆様

にまちづくりに参画していただけるよう、情報提供に努めてまいります。

今町行事ボランティア、「天使の輪」、点字ですが、10人、「パパママ応援団」（託児）30人、「絵本瓦版」（読み聞かせ）7人、「やわらぎ」48人、「子育てサポーター」50人といった状況でございます。

次に、意見への迅速、的確な対応についてでございます。

地域の要望や提案箱への意見につきましては、企画政策課ですべての意見を集約し、回答状況を把握するという体制で、平成19年度より取り入れて対応を図っております。広範な住民ニーズに的確に対応しながらまちづくりを進めているところでございます。

次に、課題の共有についてでございますが、今日の行政運営におきましては住民への透明性の向上を図ることが必要であると考え、情報公開条例やパブリックコメント制度、各種審議会の委員の公募制度の導入など積極的な活用を行うとともに、行政改革大綱に基づく成果、また審議会の内容につきましても、速やかにホームページや広報、また住民参加機会等を通じて町民の皆様に分かりやすい形での公表に努めていきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

情報の開示、公開についてでございますが、これは未成熟な情報も含むというところでございますが、未成熟な状態での情報を開示することによりまして、外部からの干渉等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるほか、町民に無用の誤解や混乱が生じ、あるいは不正な投機を助長するなど、特定な者に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれが発生する場合がございますので、現時点では非公開といたしておるところでございます。

次に、自治基本条例の制定についてでございますが、ニセコ町を参考にされてご質問をちょうだいいたしております。私もニセコのほうには視察にも行かせていただきました。

住民の皆さんの関心、そして主体であることの認識、さらにその発言と行動における責任による参画と協働の姿勢が醸成されることを、その上で住民の皆さんと行政における種々の情報の共有の進展等、条件がある程度整った時点が条例制定の適切な時期であろうと考えております。現時点では、まちづくりに対する住民の参加意欲の高まりを推し進めていくことが第一義であると、このように考えておるところでございます。

次に、職員にやる気を喚起というところでございますが、行政ニーズが複雑、高度化、多様化し、その変化のスピードも速くなってきている中で、住民の期待にこたえ、真に住民本位の良質で効率的な行政サービスを提供し続けていくためには、その担い手である公務員のあり方、育て方にも変革が求められております。任用、給与、能力開発など、公務員の人事管理にかかわる制度やその運用も、こうしたことを十分に意識して行わなければなりません。また、職員の側からも多数の職場を経験しながら、昇進していくばかりでなく、専門性を向上させるなどの多様なキャリアパスへの志向や就労意識の変化など、多様な働き方が求められるようになってきています。

こうした状況に対処するには、これまで見られた採用年次等を過度に重視した任用や年功的な給与処遇などの集団的、画一的な人事管理を職員の能力、適性、志向、実績等を重視した、いわば個に応じたものに転換し、職員個々の業務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の増進を図っていくことが必要であると、このように考えております。このような新たな人事管理を推進していくためには、その基盤的なツールとして人事評価システムが不可欠であり、平成18年11月より段階的に4回の試行を行い、平成19年10月から管理職に導入し、本年10月からは全職員を対象に実施する予定でございます。この制度の定着により、頑張れば報われることが明らかにになれば職員の意識にやる気という変化が見られ、行

動にあらわれることを期待しているところでございます。

評価を受ける職員自身が評価を受ける身でとらえるのではなく、評価を契機としてみずから主体的に能力開発に取り組んだ評価の結果を具体の業務遂行に反映していくこと。例えば、仕事を進める上で積極的に改善に取り組んだり提案を行ったりすること、また積極的な自己研さんを通じて専門的な知識を高めること、より高い目標に挑戦すること、そうしたこと職員みずからのやる気が喚起できるものと考えております。

また、みずからの行動や職務の達成状況等を振り返る機会として自己評価を行うとともに、目標等の明確化や今後のアドバイス等を受けるため上司との面接を行い、職場内のコミュニケーションを活性化し、頑張れば報われる、そうした組織づくりを目指して制度を構築をしているところでございます。

次に、行政情報の提供と……。

○議長（北川嘉明） ちょっと待ってください。

ただいま町長答弁中ではありますが、この際、暫時休憩したいと思います。

再開は5時10分とします。

（休憩 午後5時02分）

（再開 午後5時11分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁続けてください。

町長。

○町長（首藤正弘） 3番の行政情報の提供等についてでございますが、この件については、先ほど1番で述べさせていただいたとおりでございます。

次に、組織のあり方、流動的に対応する組織への転換等についてでございますが、行政組織のあり方については流動的に対応できる組織への転換等でございますが、高度多様化する住民ニーズに即応し、また目まぐるしく変革する諸制度に対応していくには定型的な組織による確実な事務処理を図るとともに、

機動的な組織運営が必要であり、全庁的な政策課題が突出する状況下においては、部課という枠を超えた横断的な仕組みに構築する必要があります。そのため庁議、部長会等で政策課題を検討し、また必要に応じプロジェクトチームを立ち上げて、全庁的な視点に立って課題の処理に当たっているところでございます。

また、定型的な組織においても既定の概念にとらわれず、より効率的な、かつ適正に処理できる組織を目指し、現庁舎の制約もございしますが、見直しを進めていく所存でございます。

次に、住民の参加で各種の事業や事務の計画という点でございます。

行政評価は実施している個々の事務事業を行政みずからがチェックすることにより、手法、効果を不断に見直し、効率的、効果的な町政を実現するための有効な手段でございます。

本町においても、現在行政評価システムの試行を行って作業を進めております。総合計画に掲げている事務事業を評価の対象とし、各事業の成果、達成率を明確にすることで効率性、必要性及び手法などを点検しようとしております。

住民が参加して再評価してはどうかとのお尋ねでございますが、現在はまだ導入段階であり、まずは行政内部で評価を行い、住民の皆さんのご意見についてはまちづくりの集いや町民提案箱等、現在の広聴体制の中でお伺いし、施策に反映させていきたいと考えております。

次に、滞納、収入未済でございますが、この取り組みにつきましては、先ほどの村田議員の質問でお答えしておりますが、引き続き現年課税分の徴収に努力し、新たな滞納繰り越しの抑制と、滞納繰越分については納税相談及び財産調査の強化を図り、大口の悪質な滞納等に対しましては滞納処分を実施し、税収の確保に努めていきたいと、このように考えております。

次に、東芝からの税収についてでございますが、この東芝からの税収は今4億9,347万円となっております。町税総額に占める割合は11.7%となっております。内訳でございますが、固定資産税3億8,199万円となっております、土地は7,155万円で、土地価格の下落に伴い、前年度比167万円の減少となっております。建物につきましては、S E D建設予定地の建物が平成17年度中に取り壊され、18年度以降は約半額の3,269万円となっております。償却資産は、S E D関連により15年に撤去され税額は落ち込みましたが、以後に設備投資がございまして、2億7,775万円となっております。法人町民税は均等割額のみ、個人町民税は20年3月末時点で特別徴収者数が486人となっております、1億698万円というようになっております。

用地の活用についてもご質問をちょうだいいたしておりますが、これにつきましては、やはり鋭意本社とも協議を進めていかなければならないと、このように考えております。東芝さん自体もいろいろな条件がございます。その中で、きょうの新聞等でもS E Dの特許権の問題が、アメリカでは今回は勝訴したというようなことも言われております。しかし、それがどう転ぶかというのは今のところ分かりませんが、しかしこれはやはり町の活性化という点でも雇用等が期待できますので、どんどん要望等をしていきたいと、このように考えております。

次に、一般会計繰り出し、また繰入金についてでございますが、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、国保、介護、老健、下水、前処理、合計でおよそ13億8,562万円となっております。特別会計に係る経費につきましては、法令等により一般会計が負担すべしと定めているものを除き、特別会計の収入によって賄う独立採算が原則でございます。

しかしながら、その性質や政策上の必要性から、繰り出し基準の枠を超えた赤字補てんがやむを得ないケースもございます。それぞ

れの会計で財政的な努力は当然して取り組んでおりますが、適正な判断のもとに、今後繰り出し、繰り入れを行ってまいりたいと、このように考えてございます。

介護保険への一般会計からの繰り出しも2億3,841万2,000円強の内訳でございますが、介護給付費、介護予防事業、介護的支援事業の法定負担分1億7,815万4,187円、職員給与4,128万7,000円、事務費繰り出し等1,897万円等々となっております。そうしたところも十分考え合わせながらやっていきたいと、このように考えております。

次に、健全財政の確立運営について、高利の起債等についてでございますが、国が示した財政の健全化に取り組む地方公共団体の公債費負担軽減を目的とした公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき町債の繰上償還を実施いたしております。利率5%以上の高利の公的資金が対象となり、下水道事業で年利5%以上37件、水道事業で7%以上1件でございます。低利の借りかえにより対象となる3カ年、19年度から21年度で水道事業175万1,000円、下水道事業3億6,154万7,000円の軽減が見込まれるところでございます。財源につきましては、引き続き平準化債を限度額まで発行しつつ繰入金は微減の方向で考えていきたいと、このように考えております。

それと、全会計の高利債の繰上償還計画でございますが、国は地方財政計画や地方債計画などを参考にし、その年度に地方自治体が発行する地方債を国債等の手法で手当てしており、その補てん的な意味合いで地方自治体は繰上償還も活用しているところでございます。そういった公的資金を借り入れた地方自治体の借入金利が高いものは国の調達コストも当然に高い時期のもので、通常財政融資資金を繰上償還する場合には国の許可はもちろんのこと、補償金を支払うこととなっております。そういったことから、繰上償還を行うに当たっては慎重な対応が求められ、その財源としましては十分な基金積立金があることが前提になるものと思っております。

次に、入札・契約等のあり方でございますが、この件もいつもちょうだいいたしておりますが、予定価格は国、県の積算単価をもとに積算いたしております。現在大きな単価改定については年1回、細かなものにつきましてはその都度通知がなされております。全国を地域ごとに分け、さらに兵庫県内でも各地域ごとに単価設定されてございます。公共工事でございますので確かな根拠に基づいて行っていると、このように思っております。

次に、条件をつけない一般競争入札についてでございますが、制限つき一般競争入札については、現在、土木、舗装の分野では700万円以上を対象にしており、町内本店で実施いたしております。近隣自治体ではおの自治体内に本店を有するところのみといった制限つきというところもございます。今後もそのように取り組んでいきたいと思っております。

それから、手持ち工事が完了するまでの参加制限というところでございますが、手持ち工事における参加資格の制限については、各会社の技術者数を勘案しながら発注をいたしております。指名競争入札、また制限つき一般競争入札のいずれもそのように配慮しているところでございます。

次に、学校給食のあり方でございますが、ご承知のとおり、本町では昭和48年センターを開所し、35年余り給食を提供いたしております。そうした中、現在実施いたしております共同調理センター方式が最適であると、また効率的であると考えております。今のところ今後も継続していきたいと思っておりますが、経年劣化により施設設備の老朽化、また衛生管理上の面からも、危惧しながら今やっているところでございまして、平成19年度に改築の基本構想の策定を行っているところでございます。建設経費、財源の検討等をあわせて、また学校園、関係団体と協議を進めていきながら、改築事業基本計画策定に向け、より詳細な事業の可能性調査並びに事業分析を行っていききたいと思います。

本年4月から全施設における調理業務等の委託を行っております。そうした点も考え合わせ、学校給食は私も継続してまいりたいと、このように考えております。

いろいろなデリバリー、また給食業者からの提供、配達等々も言われております。いろいろな面を考え合わせながら、慎重にこの件については取り組まさせていただきたいと思っております。

次に、去る2月に学校給食センターにおいて洗剤混入事件が発生し、調理担当の職員から逮捕者を出したことにつきましては、本当に遺憾にたえないことと深刻に受けとめております。子供たちに安心・安全な給食を提供する者として不安を与えたことに対しまして、本当に保護者を初め町民の皆さんに心より深くおわびを申し上げるところでございます。

事件に対する管理責任を問われてございますが、教育委員会につきまして関係者の処分をし、また先の議会で否決されたことにつきましては、今後教育委員会で協議され、適正に処理されていくものと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 続けてください、総括質疑、続けてください。

（桜井公晴議員「もうええがな、もう。終わっとんのに、もう5時やないかい、5時過ぎとるやないかい」の声あり）

続けてください。

（桜井公晴議員「何でや、もう私は置くで。そないなおまえ、いっつも言うことと違うやないかい。もう置こう置こう、あしたで十分や」の声あり）

暫時休憩します。

（休憩 午後5時29分）

（再開 午後5時29分）

○議長（北川嘉明） 再開します。

桜井議員の質疑中ですが、この際、本日の会議を都合により延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。
したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は9月12日午前10時から再開し

ます。

なお、9月12日の本会議は改めて開催通知
はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで延会します。

（延会 午後5時29分）